

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成28年3月7日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野定信君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第5号

日程第 1 施政方針に対する質疑

- (1) 矢 口 龍 人 議員
- (2) 佐 藤 文 雄 議員
- (3) 来 栖 丈 治 議員

(4) 宮 嶋 謙 議員

(5) 古 橋 智 樹 議員

- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する
条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定につ
いて
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の
制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の
制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定に
ついて
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 3 議案第 35 号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 施政方針に対する質疑
- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 来栖丈治 議員
- (4) 宮嶋謙 議員
- (5) 古橋智樹 議員
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- て
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第24号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 3 議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第199条第2項の規定による行政監査結果報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 施政方針に対する質疑

○議長（藤井裕一君）

日程第1、施政方針に対する質疑を行います。

順次発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

おはようございます。

平成28年度施政方針に対する質問をさせていただきます。

まず最初に、「まち・ひと・しごと総合戦略」の取りまとめとして、人口減少の到来の中にあつて、できるだけ減少ペースを緩やかにしようとしてさまざまな施策を検討するとしている一方、平成27年度の戦略の政策から、平成28年度は事業推進の段階に移行する中、その事業の初めとして、筑波銀行、産業能率大学との3者協定を締結したとの記載について質問をいたします。

①として、3者協定締結に至った経過についてお伺いをいたします。

②第三セクター設立の計画についても予算化が必要となると思いますが、こうした見えない部分も踏まえ、今後の方針、進もうとしている方向、内容のご説明を願います。

③コンパクトシティ、小さな拠点（コンパクトビレッジ）の活用をすることによる各分野での生産性の向上と雇用機会の創出をうたっておりますが、具体例としては例えばどのような事例を想定しておりますか、お伺いをいたします。

(2) 「自然と調和した快適なまちづくり」、7ページ中段の高規格救急車の導入を図ることにより救急体制の充実に努めるとしておりますが、例えば高層ビル用のはしご車などは1億円以上の経費を要しますが、使用頻度は極めて低いとの実態かと思えます。また、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責任を全うする必要があります。緊急通報システムは、いばらき消防指令センターを拠点に、広域での整備運営がされております。本市のように小規模な消防本部は、消防の体制も十分とは言えない状況も多々考えられると思えます。こうした状況を踏まえ、県でも推進しております消防本部の広域化により、消防力の強化が期待できます。本市においては、県の示している県南ブロックの広域化を目指すべきと考えますが、今後、どのような考えに基づき市政に反映させていくお考えか、お伺いをいたします。

(3) 「豊かな学びと創造のまちづくり」についてお伺いいたします。

9ページの最初の段の部分について、霞ヶ浦地区の小学校の統廃合により、新たな体制により初等教育が充実されるとありますが、千代田地区については全く触れられておりません。平成28年度においては、千代田地区の4小学校の統廃合について、立地の場所、時期、小中一貫教育の導入等、検討すべき事項は山積しているにもかかわらず、統合に向けた検討を初め、検討するための一時休止中の統合委員会の再開も行わないということでしょうか、お伺いをいたします。

また、②として、10ページの上段の公民館活動については、地域の皆様と議論してきたとの記載ですが、千代田地区については、にわかには推進委員を任命し、公民館活動を立ち上げ運営しようとしておりますが、本来の運営を行うにはまだまだ議論が必要であり、教育委員会サイドだけでなく全庁的サイドからの市民活動を担う対応が必要であります。さらには、霞ヶ浦地区の公民館活動については、既存の公民館の暫定使用も含め不明朗な部分が残っており、中学校単位の一まとめも、区域面積から見ても無理があるのではないかとの意見も聞かれる中、さらなる住民との意見交換が必要であろうと考えますが、この点についてもお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

施政方針の答弁に入る前に、皆様にお願いがございます。

私から基本的な考え方を申し上げまして、2回目以降につきましては議案審議の中で部課長から答弁を申し上げますので、よろしくご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、1点目1番、三者協定締結の経緯についてお答えいたします。

昨年の8月でございますが、平成27年4月1日付で、地域振興に係る協定を締結いたしております。筑波銀行の仲介によりまして産業能率大学の岩井ゼミの学生が、本市の地域活性化をテーマに市内の視察や企画案の発表会を実施したところでございます。さらには10月に、同大学自由が丘キャンパスの最寄りの駅であります東急東横線自由が丘駅周辺で開催されました女神まつりにおいて、本市のプロモーションを三者連携のもとで企画し、同ゼミの学生が中心となりまして、本市の農産品のPR販売を2日間にわたり実施いたしました。その後も、学生が本市を訪れ、地域再生を主題とした教育研究に熱心に取り組んできたところでございます。こうした経過を踏まえまして、三者による事務協議を行いまして、このたび1月26日、三者協定を締結する運びとなったものでございます。

今後、本市の地域産品の消費拡大とブランド創造、6次産業化を含む農水産業の活性化、地域資源を活用した観光誘客による交流人口の増加と定住促進など、三者の連携によりまして具体的な取り組みを進めたいというふうに考えております。

次に、2番、第三セクターの設立の今後の方針、進むべき方向、内容等についてお答えをいたします。

第三セクターの設立に当たりましては、民間企業が主体となりまして、本市、金融機関及び民間企業が出資して設立することを予定してございます。この出資金を設立費用等に充てることで計画をしております。民間企業が中心となりまして、各出資者と協議をし、事業計画を作成しまして、設立に向けた調整をしているところでございます。

この法人につきましては、民間企業の持つ迅速性、効率性や、金融機関のネットワークを活用した販売戦略、経営状況の確認や、本市で自治体間連携、政策間連携の調整等、それぞれ役割を生かすために第三セクターとするものでございます。また、観光DMOという観点から、地域資源を生かしたさまざまな事業が連携をし、展開することによりまして、本市の活性化を図ることを目的といたしております。

第三セクターが取り組む事業といたしましては、霞ヶ浦自転車道などを利用する「サイクリング事業」、地域の食材を活用したレストラン、バーベキューなどの「飲食事業」、地域産品のPRや商品開発、販売を行う「6次産業化事業」等の事業を予定しておりますが、これらの個々の取り組みをパッケージ化した総合的なプロデュース事業として実施することによりまして、相乗効果を期待できるというふうに考えております。また、事業実施に当たりましては、情報収集や分析を行うとともに、民間の情報発信力にもあわせて期待しているところでございます。

次に、3番、コンパクトシティ、コンパクトビレッジについてお答えをいたします。

一般論では、社会インフラの維持コストが今後増大していく反面、少子高齢化が進んでいくこ

とが予想されております。こうした状況の中で、これまでの市民生活を維持していくためには、居住地域をコンパクトにするということで、これらのコストを抑制するとともに、商業、医療を初めとするサービス業の生産性を確保することによりまして、生活に密着した機能を継続させることができます。人口が減少すれば、使える財源も必然的に減少するわけでありまして、国の人口が減少していくと言われる中、全国の自治体が、このコンパクトシティという基本的な考えのもと、各施策を実施していくことは、ある意味で必然であろうかというふうに考えております。

本市の場合を想定し、本市の地理的条件等を鑑みますと、市のほぼ中央にJR神立駅が位置しておりまして、既にこの神立駅を中心に市街地が形成されていることは言うまでもないことです。現在、神立周辺整備事業、あるいはまた神立駐車場の整備が進められておりまして、市民生活における利便性がますます向上すると見込まれているところであります。この神立駅を中心とした新たな商業施設、事業所あるいは住宅等の建設が促進をされ、にぎわいの創出や地域の活性化が図られることとなります。一層の利便性の向上を図ることができるというふうに考えております。

また、神立駅周辺以外にも、霞ヶ浦地区、あるいは千代田地区には昔からの集落が存在をしており、これらの複数の集落が集まる基礎的な生活圏を移動手段で結ぶことによって、高齢者なども安心して暮らしていけるまちの仕組みづくりを目指すのが、いわゆる小さな拠点（コンパクトビレッジ）になろうかと思っております。

神立駅を中心としたまちづくりに加えまして、霞ヶ浦地区及び千代田地区をいかにバランスよく発展させていくかが課題であるというふうに考えております。居住を1カ所に強制的に移転させるというようなことはありませんが、コンパクトシティ、あるいは小さな拠点に沿った機能として、何をどのくらい集積することが最も効果的か、十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目1番、消防の広域化についてお答えをいたします。

消防の広域化は、消防庁告示の市町村の消防の広域化に関する基本指針により、平成24年度末までに広域化を図ることとなっておりますが、電波法の改正によりまして、消防・救急無線のデジタル化を優先するため、国において、広域化の実現期限を5年間延長しまして、平成30年4月1日と改正をいたしました。広域化において最も重要なことは指令センターの統合でしたので、統合された消防本部の広域化は、今まで以上にスムーズに進んでいると思われま。

本市といたしましては、国、県の指導のもと、広域化につきましては賛成の立場には変わりはありませんので、消防の広域化が円滑に進展するよう、県と協力してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目1番、千代田地区小学校の統合についてお答えをいたします。

千代田地区4小学校の統合につきましては、これまでも申し上げてまいりましたが、子どもたちの教育環境を整えるためには、適正規模化の推進が必要であるというふうに認識をいたしております。これまで2年間ほど統合委員会が休止をしている状況であります。平成28年度には、千代田地区の4小学校区を対象にした地域の懇談会を開催し、地域や保護者の皆さんに意見を拝聴する機会を設けるよう、予定をしているところでございます。

次に、2番、公民館活動についてお答えをいたします。

平成28年4月からの全市域的な公民館活動のコミュニティ活動については、平成23、25年度

の事業仕分けの結果を踏まえまして、平成26年2月の庁議におきまして決定した市の方針に基づき、準備、検討を進めているものでございます。

千代田地区におきましては、今年度、千代田中地区、下稲吉中地区の有志の方々に構成をされます、新しい公民館の形づくり準備員の皆様に、5回にわたってお集まりいただきまして、市民協働とコミュニティーの勉強会に始まり、地域の課題と財産の洗い出し、そして、次年度から実際に実施する地区公民館のコミュニティー事業の計画づくりで、活発な協議、検討を重ねていただいたところであります。もともと地域で何らかの市民活動をされている方を中心でございましたので、バラエティーに富んだ事業計画を立てることができたものというふうに考えております。この方々を次年度地区公民館コミュニティー推進員に委嘱させていただき、今年度、自分たちが計画した事業を実際にみずから運営していただくよう考えております。

こうした5回の会議以外にも、市民の方々が自主的に協議を重ね、次年度の事業実施に向けまして準備を進めているところでございますが、初めての試みでございます。事業を進めながら成長していく地区公民館コミュニティー活動を目指してまいりたいというふうに考えております。

また、今年度の準備員会議におきましては、事業のテーマを「市民協働とコミュニティー」に設定したこともありまして、準備員の皆様からのご提案は、生涯学習の枠を超え、保健福祉、防災防犯、環境、子育てなど多岐にわたっておりまして、議員からのご指摘のとおり、これら市民の声に総合的、横断的に対応できる体制づくりを全庁的に検討していく必要があるというふうに感じております。

霞ヶ浦地区の今後の地区公民館活動につきましては、地区公民館の各種会議や地区住民説明会の中で意見の聞き取りを重ねてまいりました。霞ヶ浦の地区公民館活動は、長い間、小学校単位のコミュニティー活動をリードしてきた実績がありまして、これらの活動は、今後進めていく中学校単位での新しいコミュニティー活動とあわせまして、今後も見守っていかなければならないというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

第三セクターの設立ということでございますけれども、この第三セクターで行う事業の内容が具体的に示されていないといいますか、予算に伴った事業ということが私は必要なんじゃないかなというふうに思います。そういった中で、出資金という形で民間企業と銀行と市が負担するというふうなことでございますけれども、やっぱり事業の予算の、例えば私たち商売やっている人間も、やっぱり何か事業を起こすという場合には、事業計画と、それからそれに伴う経費の支出によって、例えば銀行借入れ等に対しては、当然、そういう説明をしないとなかなか金融機関も了解していただけないということもありますので、やはりただ単にこう2000万を出資しますというだけでは、非常に市民に対しての説明ができないんじゃないかなというふうに私は思います。

そういった中で、創生総合戦略の中でも、相当の事業の内容が、すごく広い、言っちゃなんですけれども、大風呂敷といいますか、そういう中で、この第三セクターがそれを動かしていくと

というような内容なのかなというふうに思いますけれども、ですから、その第三セクターは具体的に何をやるかということをもう一度ご説明をいただきたいと。それに伴って当然予算が必要になってくると思います。その予算は幾らになるのか、具体的にご説明いただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えを申し上げます。

第三セクターの考え方ではありますが、基本的には、民間の宣伝力とか営業力とか、そういったものと金融機関の幅広いネットワークを使った経営力、営業力、そういったものと行政の持つ政策力等も含めまして、そういったものをあわせて新たな事業を展開したいという内容でございます。

具体的には、自転車を使ったサイクリング事業、あるいはまた飲食事業、それから観光交流事業、そういったものをあわせ持った事業として考えておりまして、詳細につきましては後ほどお示ししたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

その第三セクターを動かすのには、当然、人件費といいますか、職員が必要になるだろうと思います。レストラン事業にしても、当然、そこで厨房に入り、また配膳等をする人たちもいるでしょうし、だからそういった人たちの、今回、国のほうからの補助というのが採択されればというようなお話でございますけれども、あの中には人件費等も含まれているのかどうなのか、非常に私はその辺がちょっと疑問に思っているところで、また、その人件費はどういうふうにして捻出していくのかなということもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

矢口議員に申し上げます。

詳細と予算については、特別委員会のほうで聞いていただければ。お願いします。

○15番（矢口龍人君）

わかりました。じゃ、細かいことは特別委員会のほうで聞かせていただきます。

それから、コンパクトシティについてなんですけれども、小さな拠点、先ほど、市長の答弁ですと、神立駅の開発もあるし、あの辺を中心にして一つの拠点づくりをしていくというようなお話でしたけれども、実際に何をどういうふうにして拠点にするのかというところが見えていないんです。ただ言葉でそういうふうにおっしゃいますけれども、具体的などころがちょっと何ともわからない状況でありますし、それから、市街化調整区域においても、地域間を交通機関で結んで、集落づくりというか、取り組むというふうなお話ですけれども、全くこの具体性がなくて、どうやって拠点としてその地域をおこしていくのかなというのが、非常に不明瞭な点がありますので、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

コンパクトシティにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたが、現在、神立駅を中心とした集積地域、それから千代田地区と霞ヶ浦地区とがそういった方向で、今後、人口の大幅な減少が考えられますので、将来の方向としてそういったものを少し研究を始めたいというようなことをございますので、まだ具体的に何をどうこうするについては固まっているものではございません。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

はい、わかりました。残りの点につきましては、それでは、時間もございませんので、特別委員会のほうで質問させていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の質疑を終わります。

次いで、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

それでは、施政方針に対する質疑を行いたいと思います。

まず、冒頭発言にかかわってお伺いをいたします。

市長は昨年5月には、鹿児島県口永良部島新岳や桜島で爆発的噴火が発生したことなどを挙げて、自然災害の脅威と災害に対する十分な備えの重要性を改めて認識したと述べました。爆発的噴火発生にかかわって、川内原発再稼働と避難計画についてお伺いをいたします。

安倍自公政権は、エネルギー基本計画で原発を重要なベースロード電源と位置づけ、原発推進に逆戻りし、九州電力川内原発、これは鹿児島県でございますが、関西電力高浜原発、これは福井県、を突破口に、再稼働に突き進んでおります。しかし、川内原発は、原子力規制委員会が火砕流到達距離としている160キロ圏内には、九電が将来活動する可能性があるとする火山が、口永良部島を初め14火山があります。周辺の火山噴火の影響などが十分反映されていないと、専門家からは批判されております。また、住民の避難対策もおざなりのまま再稼働を強行したことは許せません。

茨城県には東海第二原発があります。30キロ圏内に96万人が住んでいますが、原発事故に対する広域避難計画は、96万人のうち、県内に44万人、県外、これは福島、栃木、群馬、埼玉、千葉の5県に52万人を避難させる計画で、県は県外避難施設の特定作業を進めています。市長はこの避難計画についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

次に、アベノミクスの効果とその第2ステージについて見解を伺います。

市長は、我が国の国内経済は、アベノミクスのもと、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生に向けて大きく前進していると述べ、経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調が続いているとして、アベノミクスを評価しております。加えて、安倍首相は昨年、新3本の矢

なるアベノミクス第2弾を打ち出しましたが、この一連のアベノミクスに対する市長の見解を求めます。

3番目、市民との信頼関係、対話と連携についてお伺いいたします。

市長は、議会や市民の皆様との信頼関係を構築することが最も大切であることから、常に対話と連携を心がけた市政運営に邁進してまいりたいと述べました。私は、平成26年度一般会計決算の認定について反対をいたしました。その反対の第1を、市民参画事業については、平成26年度は市政懇談会を実施しなかったことだと、返り咲きを果たした坪井市長ですが、広報などの一方的な文書による発信ではなく、市民からの意見を直接聞く場を設けるべきではなかったかというふうに批判をいたしました。昨年の総括も含めて、新年度における具体的な方針をお伺いいたします。

次に、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPPについてお伺いをいたします。

昨年の11月15日付茨城新聞によれば、全国首長アンケートでは、TPP賛成が本県では35%、北海道や東北など反発とありました。TPP大筋合意内容に対する県内首長の回答で坪井市長は、どちらとも言えないと回答しておりますが、現時点での見解をお伺いいたします。

次に、5番目であります。地方創生加速化交付金の活用についてお伺いをいたします。

政府は、新たな地方創生関連の交付金として、2015年度補正予算案に地方創生加速化交付金1000億円を、2016年度当初予算案に地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金1000万円、事業ベースでは2000万円を計上いたしました。当市における活用について、簡潔に説明をしてください。

「自然と調和した快適なまちづくり」について。

まず第1に、平成の大合併そのものの評価と2町合併についてお伺いをいたします。

平成の大合併から当市は10年が経過しました。平成17年度3月末、霞ヶ浦町と千代田町の2町が合併いたしました。そして、合併して間もない翌年、平成18年5月には、鈴木三男元市長が収賄容疑で逮捕、その後、坪井市長が無投票で当選したわけであり。そしてその後、平成22年4月に宮嶋光昭氏が市長に当選をし、そして、一昨年の7月に坪井氏が市長に返り咲きを果たしました。この10年間、当市の行政は目まぐるしく変化したと私は思いますが、市長の見解を求めます。

次に、交通弱者対策における公共交通網の整備について伺います。

当市の公共交通網は極めて貧弱で、車を持たない、または車を運転しない市民にとっては大変不便です。市長は、地域の特性やニーズを踏まえた地域交通の充実を図るため、地域公共交通再編実施計画の策定に取り組むと述べておりますが、計画策定段階では遅いのではないのでしょうか。喫緊の課題だと考えますが、答弁を求めます。

次に、市街化区域の雨水排水の計画見直しとは何なのか、その問題点について伺います。

昨年9月10日、台風18号による大雨浸水被害が千代田地区の中心市街区域にありましたが、計画見直しとは一体何でしょうか、もともとこの雨水排水の計画はあったのでしょうか、答弁を求めます。

4番目、不法投棄監視体制の強化について、その具体的内容を伺います。

市長は、首都圏の建設投資の増加に伴う建設残土による不適正な埋め立てが見込まれるため、不法投棄監視体制の強化を図ると述べました。その具体的内容について答弁を求めます。

「健やか・安心・思いやりのまちづくり」について。

1 番目、市長は、移転した土浦協同病院と締結した協定に基づいて、連携を図りながら、健康づくりに関する各種事業に取り組むと述べました。土浦協同病院と協定に基づく連携をした健康づくりとは何なのか、その具体的構想はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、要支援 1、2 の訪問介護と通所介護を保険から外し、市町村の新総合事業に移行する介護保険制度について伺います。

また、当市は新総合事業について平成29年度からスタートするとしておりますが、その準備状況もあわせてお伺いをいたします。

次に、市長は、少子化対策として、県の助成事業に上乘せして、特定不妊治療に係る助成上限を5万円から10万円に拡充すると述べました。そこでお伺いをいたします。少子化対策は不妊治療費助成事業だけなのでしょうか、答弁を求めます。

次に、生活困窮者への学習支援について伺います。

市長は、家庭の経済状況により教育の機会が均等に与えられず格差が生じてしまうのであれば、これを是正していくのが行政の使命であるとして、生活困窮者への学習支援について述べました。その具体的な中身を伺いたいと思います。

「豊かな学びと創造のまちづくり」について。

まず、霞ヶ浦地区の小中学校統合について、1、これまでの改修、整備にどれだけの費やしたのか、その総額。そして2番目に、統合による教員の人件費削減と交付税がどれだけ削減となったのか、その影響額を伺います。手元に資料がございません。この資料の提出を求めて、答弁をしていただきたいと思います。

第2に、公民館活動について、新たに中学校単位で公民館組織を立ち上げる意図について伺います。現存の公民館活動で何に支障があるのでしょうか、答弁を求めます。

「活力ある産業を育てるまちづくり」について。

まず、東京神田の食材サロンなみへの活用について、前回との違いはどこにあるのかお伺いします。

宮嶋前市長は、東京都板橋区にアンテナショップを設置し、市の情報発信を行うとともに、名産品などを販売し、消費者の情報を収集すると事業を推進しましたが、今回の事業の特徴について説明を求めます。

次に、観光振興における法人の設立について伺います。

3月1日付朝日新聞で、湖畔で味わう特産品、秋にレストラン開設として、当市の予算案の目玉として報道されておりますが、説明を求めます。

3番目です。農水産業振興に対する市独自の支援策はないのか、お伺いをいたします。

茨城県は農業生産高全国第2位であり、当市においても農業は基幹産業と位置づけられております。また当市は、霞ヶ浦に接する最も重要な位置にあり、観光も含めて水産業も重要ななりわいとなっております。この農林水産振興に対する市独自の支援策、これについて答弁を求めます。

「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」について。

まず第1に、広報広聴活動について、広く市民の声を聴取とは、どのような手法で取り組むのかお伺いをいたします。

第2に、公共施設にかかわって、市民からの公共施設使用料の有料化・引き上げ反対の署名についてお伺いをいたします。

市長は、公共施設につきましては、公共施設等マネジメント計画の基本方針に基づき、適正配置などの具体的な方向性と整理を進めてまいりますと述べました。昨年の12月定例会に公共施設使用料の有料化・引き上げ反対の請願が出され、議会は継続審査といたしました。その後、市民の皆さんが個人署名に取り組み、議会事務局の報告によれば1,647筆になったとのことでありま

す。市長はこのような市民の声にどう応えますか、答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、川内原発再稼働についてお答えをいたします。

平成27年第3回の定例会の一般質問でお答えをしておりますが、原子力規制委員会の新規規制基準をクリアし、さらに、地元自治体であります薩摩川内市及び市議会並びに鹿児島県及び鹿児島県議会の同意を得られたことから、再稼働に至った経緯と把握をしているところであります。地域の事情を踏まえながら判断したというふうに理解しているところでございます。

また、本県の避難計画につきましては、県民の方が一の事故に備えて、安全を考えての計画だというふうに考えています。

次に、2番、アベノミクスの効果と第2ステージについてお答えをいたします。

私の見解であります、施政方針でも触れさせていただいたとおり、20年近く日本経済を低迷させる原因となってまいりましたデフレからの脱却は、もう少しのところまで来ているというふうに考えております。一定程度でありますけれども、雇用・所得環境が確実に改善をされ、緩やかな回復基調に乗せることができたと考えているというのが、私のアベノミクスに対する評価でございます。

物価につきましても、当初のデフレ脱却におきまして、今後緩やかに上昇するものと考えておりますが、外的な要因、例えば原油価格の低下、中国や振興国・資源国経済の低迷などにより多少の影響される場面もあるとの見方があるとするれば、そのとおりであるというふうに私は考えています。

いずれにしても、日本の経済がアベノミクスによりまして改善したことに疑問の余地はないというふうに考えています。

アベノミクスの第2ステージとして、昨年11月末に新3本の矢が示されました。1本目の矢は、GDP600兆円を2020年ごろに達成するという目標で、これによりまして子育てと社会保障を着実に実施し、まち・ひと・しごと総合戦略と相まって、力強い経済のメカニズムとして、成長と分配の好循環を創出しようとするもので、景気回復への道筋に必要なというふうに考えております。

次に、3番、市民との信頼関係、対話と連携についてお答えをいたします。

私は、「市民と協働」の公約を掲げ、その実現に向けて取り組んできたところでございます。市政を運営するに当たりましては、私を含め市職員だけでは、住みやすいまちづくりを実現することはできません。これまでも市民の皆さんのご協力をいただきながら、あるいはご意見、ご要望をいただきながら各種政策を実施してきたところであり、場合によっては市民の皆さん方が主体的にまちづくりに関する活動に取り組んでいただいたことも多々あったかというふうに思っております。

高齢化社会の進展によりまして、本格的な人口減少社会に突入していく中であって、地域の活力を維持していくためには、ますます地域の方々のまちづくりへの参画が必要になってまいります。そのための前提として、市民の信頼の確保は非常に重要であると考えています。この地域のために何が必要か、どうすれば本市がよくなるかを行政、市民の皆さんとともに真剣に考え、議論し、よりよい方向に進めていくことが対話であり、行政、市民が連携をすることによって施策の効果がより高まるというふうに考えているところであります。

次に、4番、TPPについてお答えをいたします。

TPPは大変影響力のある改革であるというふうに考えております。昨年4月に安倍総理がアメリカ議会で演説を行った際には、TPPの経済的・戦略的意義を説明し、日本が掲げる成長戦略のかなめだとされたことから、今後の政策上極めて重要なものだと捉えております。

TPPは、物の関税だけではなくて、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築するものとされており、成長著しいアジア太平洋地域に大きなバリュー・チェーンをつくり出すことによりまして、域内のヒト・モノ・資本・情報の往来が活発化し、この地域を世界で最も豊かな地域にすることに資する枠組みだというふうに考えられます。

TPPが成立をすれば、日米を含む太平洋沿岸諸国12カ国の間で国際貿易と投資が自由化されます。TPPに参加することによりまして、日本の潜在成長率や生産性、GDPが拡大していくことが推計されております。政府の資料によれば、GDPでプラス2.6%増、労働供給についてはプラス1.25%の経済効果が見込め、貿易、投資の拡大によって、生産性の向上、労働力の供給と資本ストックの増加により、真に力強い経済を実現することが可能だと考えられております。

TPPは、どこかの国が成長してその他の国が成長しないというものではなく、いずれの国も経済を底上げしていくようなものだというふうに考えております。貿易と投資の活性化を通じて域内各国の成長も十分見込めると思われますし、我が国においても、国内の改革と結びつけながら対内・対外直接投資を促すことができれば、最大限の効果を得ることができるだろうというふうに期待をするところでもございます。

人口減少や高齢化が進むほどに、TPPを中心とした経済圏における貿易・投資自由化の効果が顕著にあらわれるのではないかというふうに考えておりますし、世界から孤立化するのだけは避けなければならないというふうに考えております。

次に、5番、地方創生加速化交付金の活用についてお答えをいたします。

地方創生加速化交付金の対象事業選定に当たりましては、先駆性を基準として評価を行い、交付対象事業を選定することになっております。先駆性の評価基準といたしましては、特に官民協

働、地域間連携、政策間連携が重要となっております。

これらのことから、本市では3事業について活用を考えております。

まず1つ目は、「水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト」でございます。この事業につきましては、本市の地域資源でありますフルーツ、サイクリング、霞ヶ浦などを活用し、交流人口の継続的な拡大とともに、地域製品のPR、商品開発、6次産業化へ向けた取り組みなど、さまざまな事業をパッケージ化した総合的なプロデュース事業として展開をすることで、地域活性化につなげていこうとするものでございます。

地域全体の観光マーケティング・マネジメントを集約したDMOという観点から、民間が主体となり、本市の活性化を目的とした法人を設立し、官民連携による事業の相乗効果を狙うものであります。

2つ目は、「第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業」であります。

この事業は、結婚期に当たるタイミングであります世代を対象にした同窓会を開催する機会にあわせまして、企業や第1次産業の従事者、かすみがうら創業支援ネットワーク等による同郷会を組織化いたしまして、同窓会の開催の際に、就職相談、創業支援制度紹介や移住情報など、Uターンを促進する施策を中心に、その際に婚活の企画を実施するという事業であります。また、Uターンを推進するために、子どものときからふるさとの魅力や特徴などを学び、地元への愛着心を醸成するとともに、キャリア教育、ビジネスプランづくり、さらには、未来のまちづくりのスキルを醸成することによりまして、起業家精神の育成などが必要であることから、子どもミライプロジェクトを連携するとともに、さらに、市全体として創業機運を高めることによりまして、創業機会の増加、Uターンの促進、子どもミライプロジェクトの先進例となることから、創業・起業の支援事業も連携させていくものでございます。

3つ目は、「筑波山地域ジオパーク構想を活用した地域づくりの連携事業」であります。

この事業は、筑波山地域ジオパーク構想に基づきまして、認定に向けた各種取り組みを進めるために、連携する各市が筑波山地域ジオパーク推進協議会への負担金を納付し、協議会においてマーケティング事業などの実施を予定しております。

次に、2点目1番、平成の大合併の評価についてお答えをいたします。

平成の大合併は、国による市町村合併推進の政策が大きく影響していると認識しておりまして、全国の自治体が半数近くになったわけでございます。

今回の合併につきましては、財源的なメリットもありますが、行政のスリム化など、基礎的自治体として、人口の減少、あるいは高齢化社会の到来など将来的な流れをいち早く捉えたものであると、大変評価をいたしております。行政組織上の面では、職員数などは本市も含め全国的に減少しており、特に管理部門などのコストの削減が進んだことは大いに結構なことだというふうに考えておりますし、これによる市民サービスの低下はほとんどないというふうに思っております。

また、2町合併についてでございますが、当時、近隣市町村でさまざまな枠組みが検討されまして、霞ヶ浦町と千代田町の2町合併が実現したところでございます。先ほど申し上げましたメリットを最大限に活用しつつ、市民生活を向上させていくための施策をこれからも展開していきたいと考えているところであります。

この合併から早くも10年が経過をいたしました。自治体の形が未来永劫このままでよいとは考えておりません。人口減少社会を迎え、ますます新たなアイデアが求められている中、この地域に何が最適であるかを常に考え、国の政策にも注視をしながら、近隣市町村との連携を強化していくことが必要であるというふうに考えております。

次に、2番、公共交通網の整備についてお答えいたします。

市では、平成22年度に市地域公共交通総合連携計画を策定し、新たな交通システムとして、広域バス、乗り合いタクシー等を導入し、交通空白地区の解消や路線バス廃止の代替策などを講じ、市民生活の移動手段を確保してきたところでございます。

国におきましては、交通政策基本法が平成25年12月に成立いたしまして、これに伴いまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われ、同法に基づく法定計画が地域公共交通総合連携計画から地域公共交通網形成計画へ置きかわることとなりました。

この計画は、交通政策基本法にのっとり、人口減少社会における地域社会の活力の維持向上のために、地方公共団体が中心となって、関係者との合意のもと、まちづくり等の地域戦略と連携をし、持続可能な公共ネットワークの再構築を目指すものと位置づけられているところであります。

このことから市では、改正法律の適用を受ける地域公共交通網形成計画を策定し、将来を見据えた地域公共交通の推進に取り組むこととしたところであります。

次に、第3番、雨水排水の計画見直しについてお答えをいたします。

現在の市街化区域は、宅地開発が進み、雨水の浸透域が減少し、雨水の滞留時間がなく、排水箇所に短時間で集中する状況となっております。近年の集中豪雨などによりまして、排水能力を超過道路冠水等が生じている区域がございます。

その対策として、雨水排水の系統、流下能力等を把握し浸水対策を講じるため計画を見直し、平成28年度に新たに現地を調査するものでございます。

次に、4番、不法投棄監視体制の強化についてお答えいたします。

不法投棄の監視体制の強化につきましては、今後予想されます首都圏の建設投資の増加（東京オリンピック等）に伴う建設残土等の不適正業者による県内及び市内への搬入が予想されるため、粗悪な建設残土の搬入を未然に抑止する必要があるとございます。

そのような中、平成28年度より、かすみがうら市環境保全監視員設置規則に基づく環境監視員の雇用を行う予定でございます。

次に、3点目1番、土浦協同病院と連携した健康づくりについてお答えをいたします。

土浦協同病院との連携につきましては、土浦協同病院の移転新築に伴いまして、平成27年7月15日に協定書を取り交わしております。この協定の中では、地域医療連携や医療健康情報の提供及び地域貢献等の連携などについて記入してございますが、平成27年度においては、協定締結後に市民健康づくり講演会を1回、保健業務に関する職員研修を2回開催しております。

平成28年度につきましては、27年度と同様に、市民健康づくり講演会、職員研修会を開催するとともに、市民健康教室等の開催についても協議していきたいというふうに考え、調整を行ってまいりました。

土浦協同病院につきましては、本市にとっては最も身近な病院として、市民の疾病予防などは

もとより、健康づくりに関してますます連携を強くしてまいりたいというふうに考えております。

次に、2番、介護保険制度の新総合事業についてお答えをいたします。

新しい総合事業につきましては、介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスを、介護保険制度の枠組みの中で、介護予防給付事業から地域支援事業へ移行するものであります。

地域支援事業におけるサービスメニューにつきましては、地域の実情に合ったサービスメニューの検討として、現在、サービスを提供しております居宅介護事業所の調査や事務委託の方法、ボランティア等による事業受け入れなど、提供可能なサービスの把握等に努めているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、提供するサービスの料金の設定や居宅介護事業所への説明会等を予定しております。

次に、3番、少子化対策についてお答えをいたします。

少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目的とした、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートいたしました。結婚から出産、子育てと、切れ目のない支援を進めていくことで、若年世代の移住、定住を促進してまいります。

本市では、これまでの子育て世帯に対して、昨年度、策定いたしました子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、不妊治療費の助成事業、就学支援費事業、児童手当の支給、児童扶養手当の支給、地域子育て支援拠点事業、放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）等の63事業のうち、59事業を実施しております。特に、不妊治療費助成事業につきましては、上限5万円から10万円に拡充し、不妊に悩む市民の方々の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、4番、生活困窮者への学習支援事業についてお答えいたします。

子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図らなければならないことから、平成28年度において、新たな事業であります生活困窮者自立支援事業の学習支援事業に取り組むことによりまして、子どもの貧困問題に対応するものでございます。

この事業は、高校進学を支援するため、中学生を対象にしている事業であることに鑑み、市内中学校区に各1カ所の事業所を設置することとして、事業を計画してまいります。

次に、4点目1番、霞ヶ浦地区の小中学校の統合についてお答えをいたします。

霞ヶ浦地区の中学校統合のこれまでの整備費でございますが、平成25年度に校舎と屋内運動場の改修の実施の計画、26年度は屋内運動場大規模改造工事等を、平成27年度は校舎改修等を行いまして、合計で約5億1500万円となっております。

また、霞ヶ浦地区小学校統合の施設整備につきましては、現在、美並小学校の整備と旧北中学校を小学校仕様にする整備でございます。

まず、美並小学校の整備でございますが、平成24年度に校舎改修等の実施設計、25年度には増築校舎の実施設計、屋内運動場の大規模改造工事費等を、平成26年度には、霞ヶ浦地区統合プールの改築工事、既存校舎耐震補強及び大規模改造工事等を、平成27年度は校舎耐震補強及び大規模改造工事等を計上しておりまして、総額で約13億1600万円となっております。

次に、北中学校の整備でございますが、平成25年度に実施計画を、平成26年度には単価入れかえ

及び調整を、平成27年度については施設統合環境整備工事を計上しております、総額で約7億円となっております。

続きまして、統合による教員の人件費削減と地方交付税の削減についてお答えをいたします。

霞ヶ浦中学校における教員の人件費であります、平成26年度時点で統合している場合と統合しなかった場合で試算してみますと約9700万円の削減が、平成27年度時点で統合している場合と統合しなかった場合で試算しますと約8100万円の削減が見込まれます。2年間の合計で約1億7800万円の削減となります。

小学校につきましては、来年度の統合のため、平成27年度に統合したと想定した場合の試算で、約2億6900万円の削減が見込まれます。

次に、地方交付税の影響額ですが、霞ヶ浦中学校における基準財政需要額の学級数及び学校数の試算では、平成26年度では約1200万円の減、同様に平成27年度は約1100万円、2カ年の合計で約2300万円の減額となります。

さらに、小学校の統合は平成28年度ですので、平成27年度に統合したと想定した場合の試算といたしまして、2校で合計約6000万円の減額が見込まれます。

次に、2番、公民館活動についてお答えいたします。

先ほどの矢口議員の答弁にも重複する内容となっておりますが、中学校区ごとに公民館活動を立ち上げることのきっかけとなりましたのは、平成23年、25年度の事業仕分けの結果を踏まえまして、平成26年2月の庁議の際に決定した市の方針によるものでございます。

考え方としましては、霞ヶ浦地区におきまして事業展開をしております地区公民館のコミュニティー活動はよい事業なので、現在地区公民館が置かれていない千代田地区もあわせまして、平等、均等に全市的に事業を実施すべきというもので、その単位は、近隣市町の実情に鑑み、中学校区ごとが適正であるとの判断から、千代田中地区、下稲吉中地区にも公民館組織を設置し、事業展開すべく、地区の住民の方々（新しい地区公民館の形づくり事業準備委員会）の準備を進めてまいりました。この活動は、地域の課題や財産をキーワードに、地区住民みずからが企画提案しました地区独自のコミュニティー事業を市民と行政が市民協働の形で事業展開していくということで、これらの活動がきっかけになりまして、生涯学習に限らない多様な地域コミュニティー活動が広がっていくことを期待いたしております。

また、霞ヶ浦地区におきましては、霞ヶ浦地区公民館の役員の方々と、平成28年4月から霞ヶ浦中地区公民館の組織、運営、事業展開について協議検討を重ね、従来の6地区の公民館組織は霞ヶ浦中地区公民館の支部組織として残し、事業を展開していくこととしております。霞ヶ浦中地区では、中学校区の新たな活動にあわせまして、従来の小学校区の公民館活動も継続してまいります。

次に、5点目1番、東京神田食材サロンの活用についてお答えをいたします。

この取り組みは、総合戦略の重点プロジェクトであります地域資源活性化プロジェクトの販路拡大の推進として行うものでございます。新たな取り組みとしては、東京神田にあります全国うまいもの交流サロン・なみへいにおきまして、農産物を料理という形で、かすみがうら市とかすみがうら市の食材のPRをしたいというふうに考えております。

この取り組みは、「東京から故郷おこし」をコンセプトにしているご当地飲食店・なみへいに

において、1カ月間、約500人前後の方に、本市の食材を使ったコース料理を提供することによりましてPRを行うもので、料理提供時にも食材の特徴を説明いただくことになっております。またあわせまして、この店内で特産品の販売を行うことも予定をいたしております。さらに、この店のメルマガやブログなどにおきまして情報発信を行っていただくことになっております。

本市の食材を料理という形で提供することによりまして、本市及び本市の特産品を知っていただくことで、知名度の向上を目指して、また、交流することによりまして、かすみがうら市のファンが増加することを期待するものであります。

次に、2番、観光振興における法人の設立についてお答えいたします。

予定しております法人は、観光DMOという観点から、地域資源を生かしたさまざまな事業が連携をし、展開することによりまして本市の活性化を図ることを目的としているところであります。

設立する法人は、さまざまな事業をパッケージ化した総合的なプロジェクト事業の実施を予定しておりますが、市が単独で実施するよりも、民間企業の迅速性、効率性や経営ノウハウ、情報の発信力などを活用するとともに、会社の信頼性の確保や広域的な連携、政策間の連携、地域との連携が重要となることから、事業の円滑な実施に向けまして、本市も加入し、また、経営上のアドバイス、資金計画、ネットワークの活用の点から、市内金融機関の加入を得て法人化するものでありまして、3年目の自走化を目指すものでございます。

次に、3番、農水産業振興に対する市独自の支援策についてお答えをいたします。

水田農業につきましては、独自の支援として飼料用米や転作作物への補助、さらには市の農業の幹となります認定農業者には、転作の作物による加算を行っております。

国の制度であります、経営所得安定対策で米の直接支払交付金が平成29年度産米で終了することから、市といたしましても飼料用米への補助のほかに新たな支援を検討しているところでございます。

耕作放棄地の解消対策として、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の該当者に対しまして、上乗せ助成として市独自の支援を行っているところであります。

園芸作物では、新たな永年作物の普及のための支援なども行っております。

水産関係では、水産物やその他の加工品の消費拡大を図るため、霞ヶ浦北浦水産加工協同組合と連携をし、宣伝媒体を通じた積極的な情報発信やさまざまなキャンペーン活動の支援を行っております。

土地改良区へは小規模土地改良事業補助金として、国や県の補助対象とならないような事業へ対し支援を行っております。

国内農業の情勢に鑑みまして、今後とも、農業者の生産環境等の整備支援を継続していくとともに、他地域と差別化や付加価値を得られるような支援を進めてまいります。

次に、6点目の1番、広く市民の声を聴取する方法についてお答えをいたします。

地域からの要望等につきましては、行政区長と連携をし、地域にあるさまざまな課題に対応するため、行政区長から要望書等でそれぞれ持っている意見や要望等を提出していただき随時対応しているほか、区長懇談会を実施し、意見をいただいているところでございます。

またあわせまして、個々のさまざまな意見等をお受けするため、市民提案制度を設け、ふだん

の生活で感じている疑問や課題及びまちづくりについてのご提案をいただいております。

そのほか、今年度につきましては、若年層から意見を拝聴するとともに、政治等への興味喚起を兼ねまして、中学校ごとに市長との懇談会を行いまして、市の将来像について、中学生の視点で提案をいただいたところでもあります。

今後とも、各年代層から幅広くご意見、ご提案をいただけますよう、懇談会等を開催してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番、公共施設の使用料についてお答えをいたします。

ご質問いただきました、市民の皆さんからの署名につきましては、請願として議会において継続審査されている段階でありますので、今後、その状況について適切に対応させていただきたいというふうに考えております。

市といたしまして、公共施設の使用料の見直しにつきましては、負担に見合ったサービスの提供と公平性の確保といった観点から、市民の皆様へ情報を提供しながら検討を進めているところでございます。昨年秋から、各種団体や施設利用者、市民の皆さんへの説明会などを通じて、さまざまなご意見をいただいております。いただいたご意見を踏まえつつ、無料施設と有料施設の存在といった施設間の不均衡などの課題を是正しながら、市民活動の支援に資するような見直しとなるよう、実施時期を含めまして再検討の作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず、アベノミクスの問題なんですが、この評価について、世界で一番企業が活動しやすい国というふうに安倍首相が就任後初めて宣言したんですね。大企業がもうかれれば、やがて国民にも回ってくるという、いわゆるトリクルダウン、おこぼれ経済学に立って、そのアベノミクスという名前のもとで、大企業が優先の政治を推進してきたわけですね。

今、雇用も伸びているし、賃金も伸びているというふうに言っておりますが、実際には、雇用がふえたといっても、安倍政権の3年間で非正規雇用が172万人ふえただけです。正規雇用は23万人も減っているわけです。暮らしはどうかというと、安倍首相は、賃金が上がったということのを盛んに言うんだけど、実質賃金は3年間でマイナス5%、年収400万でしたら20万円も目減りしているんです。ですから、アベノミクス、トリクルダウンというのは破綻したと私は思います。

この事実をやはり認めて政策転換が必要だと私は考えますが、市長、もう一度、これは、もうアベノミクスは疑問の余地はないほど評価しているみたいなので、ご答弁願います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

アベノミクス、経済政策につきましてお答えを申し上げます。

まず、安倍政権が経済政策を第一としたのは、やっぱり社会をつくっていく上で一番大事なのは、経済の好循環、経済をよくしていく、これが全ての基本になるというようなことの中で取り

組んだものと思っています。

当時、リーマンショックから、日本がデフレに陥ったわけではありますが、そういう中で、3年前だったと思いますが、アベノミクスが打ち出されまして、少なくとも企業業績が回復したり、株価が上がったり、あるいはまた雇用が改善したり、そういったことが出てきておまして、そういった面から見れば、大変難しい、こういった時代でありますから、政策だろうと思いますけれども、私は評価をするものでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、何回も言うと言時間がないので、雇用も賃金も伸びていないと、そして消費はどんどん冷え込んでいるという中で、消費税10%、これ、連続して8%から10%に上げるという、こういう状況であります。リーマンショックがなければ、それ以上のものがなければ10%に突っ走るというふうに言っております。軽減税率ということを言われていますが、実際には4.5兆円も増税ですから、これは今の景気を破壊し、暮らしを破壊するもので、やめるべきだと私は思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

消費税の増税であります。確かに増税は、国民にとって、あるいはまた経済にとって負担になるものだと思います。ただ、非常に社会保障費等も含めた財源が不足する中で、年々少子高齢化が進む中で、やっぱりそれにかわる、それに手当てをする財源の確保は、これからの社会づくりにおいては必要だというふうに考えておまして、そういったものにつきましては、国の国会の判断の中で決めていくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、社会保障というか、その社会保障のためのいわゆる国保税だとかいろんな社会保険がどんどん上がっているということは実態だというふうに言っておきたいと思えます。

それから、市民との信頼関係のことなんですが、市立さくら保育所の閉所問題です。この議会との信頼関係と言いますが、2月5日に説明会を開いた。なぜこの文教厚生委員会に報告、協議をしなかったんですか。

[発言する者あり]

○11番（佐藤文雄君）

議会との信頼関係を言っているんだろ、余分なこと言うな。

答弁を求めます。

議会との信頼関係だろ。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時18分

再 開 午前11時20分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

この席でちょっと詳細はわかりませんが、2月10日に全協で報告しているというふうに記憶いたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えていないでしょう。2月5日の前に文教厚生委員会を何で開いてその報告をしないのかと言ったんですよ。とんちんかんな答弁をしないでくださいよ。だから議会無視だということになるんですよ、一方では。

もう一つ、さくら保育所の父母の会の方から意見を聞いたんですよ。一様に、まず保護者の合意形成がないと、ちゃんとした説明がないまま一方的に決めましたと言われても、この民営化に関しては、これまで5年以上議論になっていると。要望書を出して同意をしてから廃止というのであれば、段階を踏んでいると言えるけれども、全然そういう段階を踏んでいないと。

市長、合意形成の努力はどれだけやったんですか。いかがですか。どのくらいの努力をやってんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

さくら保育所の閉所につきましては、数回、保護者との協議はしてございます。また、閉所時期の決定につきましては、要望に基づきまして、5年間経過して、その間にまた1年以上の準備期間を設けてというのはご要望をいただいていたので、そういったものに配慮し、さらに、民間の施設が十分体制が整ってきたという状況を踏まえまして、私が決断したものでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

民間の保育所も受け皿がというのにはならないと、このままでは、今、子育てしやすい地域だと思っているけれども、さくら保育所を閉所したらどうしようもないと、保育難民が出てくるというふうに言っているんですよ。こういう認識が、やはり現場の声、特に保護者の声をしっかりと受けとめなければ、本当の子育てしやすいかすみがうら市はつくれないと私は思います。

いずれにしても、時間がないので、公共交通の問題について1つ触れたいと思います。

今、新土浦協同病院にどういうふうにアクセスする交通網が具体的にあるのかということなん

です。今困っている人がいっぱいいるんです。その人たちはどういうふうにして土浦の協同病院に行けばいいんですか。このことまで考えなければ、策定策定だけでは全く前には進まないですよ。土浦協同病院の開設は3月1日というのはわかっていたわけでしょう。そうすると、こちらでどういうふうにアクセスするかというのはわかるんじゃないですか、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

土浦協同病院は3月1日に開院いたしまして、またそれも行政界に近いところでありますから、大変歓迎すべきことだというふうに考えております。そういう中で、公共交通につきましても、十分ではないかもしれませんが、まず道路整備の関係も、ご承知のとおり、東京製綱協から南団地協等を拡幅しながら整備することによって、土浦方面で整備を進めております……

[佐藤議員「交通弱者のことを言っているんだ」と呼ぶ]

○市長（坪井 透君）

そういった対応もしています。

それから、広域バス、路線バスが協同病院のほうに乗り入れるような形で、公共交通の中では改善をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

交通弱者の人たちがどうやって行けばいいのかという、そういう願いをきっちり受けとめて政策にしなきゃいけないということを私は述べたいと思います。

それから最後に、公共施設の使用料の有料化・引き上げ反対の署名が1,647筆集まったわけですね。しかし、負担に見合った料金、そういう問題とか、不均衡を是正するというような回答だったと思うんです。そうすると、有料化に突っ走っているというふうに思うんです。市民からは、既に9月議会で住民票等の手数料の値上げが可決されていると、公共施設よおまえもかと言いたくなると、受益者負担が当たり前になってはいないか、そんなに市の財政を圧迫しているのだろうか。何か大きな公共事業が計画されていて、そのために一連の値上げが意図されているのではないかと、いろいろと考えてしまうと。施設を利用している人たちは、老若男女さまざまであると。おのおの生きがいを見つけて楽しんでいる。使用料見直しと言われたら、利用者はどんどん減ってしまわないだろうか。これこそ角を矯めて牛を殺すということになりはしないかと危惧しているというふうに言っておりますが、市長はどう思いますか、この市民の意見。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

公共施設の使用料につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、不均衡を直す、あるいはまた適正なあり方を考える、そういったことで、一方的に値上げだけを考えているわけではございません。ただ、負担とサービスのあり方もありますから、その辺も含めて十分に検討して

いきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時36分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

どうもこんにちは。私から、通告に従いまして、平成28年度施政方針について質問をさせていただきます。

最初に、第1、「自然と調和した快適なまちづくり」についてでございます。

ページの6ページ、土浦協同病院の記述中、近隣市とのつながりを持つ広域的な交通ネットワーク形成に向け調査を行っていくとありますが、具体的な時期、路線等、お考えがございませうかどうかお伺いをいたします。

2点目です。ページの7ページになります。本市において、市民を交えた防災訓練の実施とありますが、これまでのような大規模な訓練を想定しているのか否か。また、土砂災害ハザードマップの作成は、昨年指定した17カ所を加えるとの変更で作成をしようと考えているのかどうか、確認をさせていただきます。加えて、霞ヶ浦地区の防災無線の更新とありますが、百里基地の関係で設置した自治体の更新状況についてお伺いをいたします。

次に、第4「活力ある産業を育てるまちづくり」についてお伺いをいたします。

11ページ、観光振興という記述中、法人の設立で交流センターを拠点に民間主導を進めるとありますが、内容と事業や決算の良否についての市の責任についてお伺いをいたします。

次に、第5「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」についてお伺いをいたします。

14ページになります。市の将来像やまちづくりの記述中、第2次総合計画を作成すると思いますが、市民協働のまちづくりの観点から、市民参加型での策定が有効と考えますが、具体的な考えをお伺いをいたします。

続いて、15ページ、公共施設についての記述中ですが、基本方針に基づき適正配置などの具体的な整理を進めるとありますが、議案の第9号、条例制定の公共施設等マネジメント推進委員会が担うとの考えと推察できますが、それでよろしいかどうかお伺いをいたします。

最後に、平成28年度予算概要について伺います。

15ページです。歳入についての記述中、地方交付税が、合併算定替えの縮減の影響で1億2000万円の減が見込まれるとありますが、今後の減少の見込みと市財政への影響についてお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、土浦協同病院の記述中、近隣市とのつながりを持つ広域交通ネットワークの形成についてお答えをいたします。

広域的な交通ネットワークの形成につきましては、ご案内のとおり、国の補助事業を活用いたしまして、新治地内から東京製綱脇、第2千代田南団地東側の団地入り口交差点までの整備を進めております。同じく土浦市で進めております田村沖宿線延伸道路が整備、接続されますと、国道354号土浦バイパスのおおつ野団地入り口交差点までのアクセス道路が整備完成をいたします。また、市道8459号線（環境科学センターアクセス道路）についても、全線開通の見通しとなりました。

議員にも以前に、アクセス道路の新設につきましてもご提案をいただきましたが、開院に伴う渋滞状況や交通量の変化等、さらには、これら整備中の路線開通に伴う交通環境の変化に注視をしてみたいというふう考えております。

また、石岡市と進めております河川・広域道路整備促進協議会の中で、広域的なアクセス道路につきましても協議を進めてまいります。

今後も、隣接する土浦市や石岡市、さらには土浦土木事務所等との関係機関と連携を図りながら、円滑で安全な道路整備に努力をしてみたいと考えております。

次に、2点目、防災訓練、ハザードマップ、防災無線についてお答えをいたします。

防災訓練につきましては、合併後、市全体を対象といたしました総合防災訓練を行ってまいりましたが、東日本大震災後は、4つの中学校区をそれぞれ重点区域と定め、その区域ごとに、避難訓練を中心とした市民参加型の訓練を実施してきたところであります。

来年度につきましても、多くの地域の方にご参加をいただけるよう、中学校単位の防災訓練を中心に実施したいというふう考えております。具体的には、下稲吉中学校区で、地震被害を想定した防災訓練を実施する予定となっております。

次に、土砂災害ハザードマップの作成につきましては、議員ご指摘のように、平成27年5月に急傾斜地崩壊危険箇所が17カ所、土石流危険箇所が2カ所告示をされたことに伴う作成となるものでございます。

次に、霞ヶ浦地区の防災無線につきましては、老朽化等に伴いまして更新するものでございます。防衛省の補助金により設置した近隣自治体の状況につきましては、小美玉市、鉾田市、行方市が設置しておりまして、近年、その更新も行っている状況となっております。

次に、2点目、観光DMOについてお答えいたします。

事業の内容といたしましては、大きく4つとなります。

1つ目は、「地域資源を活用したサイクリングプログラム運営事業」でございます。これは、

若い女性、カップル、ファミリー層をターゲットにし、市内を回るサイクリングプログラムの体験型観光の要素を盛り込んだメニューとして、通年実施を予定いたしております。この構築に当たりましては、首都圏の方を対象にしたワークショップや評価調査を実施しておりますが、本市のフルーツ、そして霞ヶ浦の雄大な景色などが地域資源の核であるという評価結果が出ておりますので、これらを活用するプログラム構成となっているところであります。

2つ目は、飲食事業でございます。市内で収穫できるフルーツを中心にしまして、レンコン、農水産物など、地域産品を使ったメニューを用意し、レストランを開くほか、サテライト事業として、バーベキューの貸し出しやフルーツを活用した移動式の農園カフェを稼働いたします。サイクリング利用者への活用、また農園カフェにつきましては、市内外イベントに出店するなど出張販売を実施いたします。

3つ目は、6次産業化事業であります。フルーツで市場へ出荷されない規格外品等を中心に、ドライフルーツやスイーツ等の加工品として活用し、レストランでの活用や商品として販売もいたします。

4つ目は、シェアスペースを活用した地域内交流事業であります。フルーツを使ったイベントの開催、食育ワークショップ、料理セミナーなど、地域住民との交流を目的として実施をしております。

そして、これらの事業を進めていくに当たりましては、民間のノウハウを活用したPR並びに情報発信、広報宣伝、さらには事業実施におけるデータの収集・分析事業を行いまして、事業の見直しや状況に応じた柔軟な対応を可能といたしております。

新法人としてこれらを総合的にプロデュースすることで、事業の相乗効果を図り、交流人口の拡大による地域活性化と将来の自走化を目指してまいります。

市の責任といたしましては、法的には有限責任となりまして、出資した額の範囲内でございます。また、債務についての損失補償は行いません。

このプロジェクトは、地域活性化を目的として、民間の経営ノウハウと金融機関の豊富なネットワーク、そして、地域である行政が一つとなって取り組み、事業の成功を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目1番、総合計画策定に係る市民参加についてお答えをいたします。

第2次総合計画につきましては、平成29年度から10年間の計画期間として、今年度から策定作業を進めているところでございます。この策定における市民の参加に関しましては、総合計画審議会におきましてもご指摘をいただいておりますが、その重要性を認識しているところであります。

これまで取り組みました具体例をご紹介します。昨年の11月に高校生や20代から40代の若い世代の市民を対象にいたしました、ワールドカフェという方式を用いた話囀輪囀（わいわい）カフェを開催いたしました。まちづくりにおける若い世代の市民参画を促す取り組みとして企画をいたしました。市の現状、将来像等をテーマにした意見交換等を行いまして、若い世代の視点からの発想、アイデアなどを頂戴したところであります。

また、ことし1月には、各種団体で活躍されている市民の方々にご参加をいただきまして、まちづくり会議を開催いたしました。総合計画の構成を踏まえまして、都市基盤、健康福祉、教育

文化、産業経済、行財政など各分野からお集まりいただきまして、市の将来構想についての意見や提言を聴取させていただきました。

総合計画の策定作業は来年度も継続をされますので、さらに市民参加の取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、2番、公共施設の適正配置について、議案第9号の公共施設等マネジメント推進委員会条例との関連についてお答えいたします。

公共施設の適正配置につきましては、市民の皆さんのご意見を十分に踏まえながら対応していくことを基本的な考えとしておりますが、その過程におきまして、建築物に関する技術的な視点や管理運営に関するマネジメントの視点など専門的な知見も加えた上で、最適化を検討していく必要もあると考えておりますので、専門家や実務経験者、市民団体などからなる委員会を設置し、そうした視点から助言をいただきながら、具体的に整理してまいりたいと計画しているものでございます。

次に、4点目、合併算定替えに伴う地方税の縮減についてお答えをいたします。

平成28年度地方財政計画において、国は、交付団体を初め地方の安定的な財政運営に必要なとする地方の一般財源総額について、国の平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとしております。

このことを踏まえまして、本市の普通交付税の見込みは、平成26年度までは、合併算定替えにおいて旧町交付額の100%が交付決定されておりましたが、合併後10年以降は縮減となり、平成28年度は算定替えの交付基準から1億2000万円の減額が見込まれ、今後につきましても、臨時財政対策債及び合併特例債などの新規公債費を見込まないことを前提に試算した場合には、3年をかけて普通交付税基準額で2億9000万円程度の縮減をすると見込まれるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

土浦協同病院の関連というようなことで、現在進められている事業がございます。また、その今の3月1日以降の期間では、混雑であるとかいろいろな現状の違い、詳細、判断はつかないというふうに思います。市長もご心配いただいたりしていますように、土浦市、石岡市、そして行方方面は国道で結ばれておりますので、そのほかのというのは難しいと思います。土浦市、石岡市、そして行方市の方面からということですね、市内の既存道路をつないでいって、国道354や戸崎上稲吉線に集中しないような、そういったネットワークを考慮いただいて、連結を図っていただけるような調査をしていただければなというふうに考えております。これは要望とさせていただきます。

続いて、公共施設のマネジメントの推進委員会のお話、今、るる丁寧にご説明をいただきました。この学識経験者や専門家というのは、なかなか選考というのは難しいですし、重責にもなるのかなということを感じております。公正性やバランス、地域の実情など精通した方々の人選について、慎重なというか、そういったものを期待し、要望させていただきたいというふうに思い

ます。

最後の部分です。地方交付税が1億2000万、28年度減ると。しかし、合併特例債やら臨時財政対策債などの償還金の算入、いわば借金を返す、そういう算定によって5000万円ほどことは増というような中身になるかと思うんですが、実質的に、市の行政で使える幅が減っていく、影響として、先ほど3年で2億9000万ということをおっしゃられましたが、そういったものが、市財政として使えるものが減っていくというような環境下にあるのは現実かと思うんです。そういった中で、いわゆる市の借金、実質公債費比率などは、ここ3年、11%程度で現在推移しておりますが、財政計画上のいわゆる財政の規律として、具体的な考えが財政当局としてあるかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午前11時56分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

来栖議員に申し上げます。

ただいま施政方針に対する質疑でございますので、細部についての議案審査は特別委員会をお願いをしたいと思います。

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ちょっと、財政の状況、細かいことですので、後でそういったお考えというか、そういったものをお聞きしたいと思います。

坪井市長の「飲水思源」、お言葉、私、以前調べたことがあるわけですがけれども、水を飲むとき源を知る、井戸を最初に掘った人へ感謝する気持ちというか、そういったものと私は認識しております。そういう先人のご苦勞というか、そういったものに思いをはせるというようなことで、私は尊敬の念を抱いております。

坪井市長、あと数年で2年の折り返しの地点に入ると思います。今回の施政方針にのっとり、陣頭指揮で市政運営を力強く進めていただくことをご期待して、私の施政方針への質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の質疑を終わります。

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

午後1時から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 8 分

再 開 午後 1 時 0 2 分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

2 番 宮嶋 謙君。

[2 番 宮嶋 謙君登壇]

○2 番（宮嶋 謙君）

平成28年かすみがうら市議会第1回定例会の施政方針について質問をさせていただきます。

1 点目、施政方針において市長は、かすみがうら市のまちづくりに関しさまざまな表現を用いられていらっしゃる。いずれも、理想的なすばらしいまちを想像させる文言であります。残念ながら、具体的な形として見えてくるものがございません。

そこで、以下の文言において、それぞれどんな施策と結びつけてのご発言なのか、ご説明をいただきたいと思えます。「協働のまちづくり」「自立したまちづくり」「社会全体で支える『共助』と『共創』によるまちづくり」「みんなの笑顔があふれる元気なまち」、これらのまちづくり、あるいはまちの具体的な姿を教えてください。

2 点目といたしまして、コンパクトシティについてお伺いいたします。

今後の少子高齢化時代を見据え、地域の活力を維持強化していくため、コンパクトシティというまちづくりの基本的な考え方に基づくるとございます。

そこでお伺いいたします。

1 番目として、なぜコンパクトシティを目指していこうとお考えなのか。

2 番目として、かすみがうら市のコンパクトシティ化とは具体的にどんな姿なのでしょう。

3 番目として、全国で、コンパクトシティを目指して大胆な施策を講じ、残念ながら失敗した例が散見されますが、これらの失敗を市長はどのように評価されているかお伺いいたします。

大きな3 番目は、企業誘致についてです。

市長は、積極的な企業誘致に取り組むとのことですが、具体的にはどのような策を講じていくご予定でしょうか、ご答弁をお願いいたします。

4 点目として、市民の健康づくりについてお伺いいたします。

市民誰もが心身ともに健やかで安心した生活が送れるよう、子育て、福祉、介護サービスなどの充実に努めてまいりますとありますが、現在検討されている公共施設の利用料金の見直しなどを見ますと、施政方針とは逆のことが行われているように感じますが、いかがでしょうか、ご説明をお願いいたします。

5 点目として、循環型社会の形成を目指す施策についてお伺いいたします。

大量生産大量消費時代の大量廃棄社会から脱却し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指すため、ごみの減量化、分別によるリサイクル化を引き続き推進するとありますが、実際には、霞台厚生施設組合での決定によっては、容器包装プラスチックの分別収集をやめてしまう可

能性が高いと思われませんが、いかがでしょうか。本当に分別リサイクル路線を推進する方針を貫くことを約束していただけますでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

6点目として、補助金の適正化について伺います。

行政改革について市長は、厳しい財政運営のもと、これまでも指定管理者制度の導入や民間委託、補助金の適正化などに取り組んでいるところであるとおっしゃいましたが、その補助金について、市長が就任されてから具体的にはどのような補助金の見直しが行われたのか、具体的にお示しをお願いいたします。

7点目として、交流センターを活動拠点とした法人の設立について伺います。

観光振興を目的に、平成28年度に法人を設立し、サイクリングイベントを運営したり、レストラン事業やマルシェ事業その他を行うとしていらっしゃいます。

そこでお伺いいたします。

1番目として、この法人を設立するに当たり、事業計画等の具体的な判断材料はございますでしょうか、お伺いいたします。

2番目として、事業の運営費の財源はどこになりますでしょうか、教えてください。

3番目として、事業が失敗する可能性はないか、つまりリスクをどう捉えていらっしゃるのか教えてください。

4番目として、全国に散見される第三セクター事業の破綻例をどう評価されているのかお伺いいたします。つまり、失敗例と当市の今回の案件との違いをどう判断されたのか教えてください。

最後に5番目として、万が一破綻した場合、誰が責任を負うのか、お考えを確認させていただきたいと思います。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えいたします。

1点目、まちづくりについてお答えいたします。

近年、大きく変化をする社会情勢の影響や生活スタイルの多様化などによりまして、子育て、教育、介護、防犯など、地域にはさまざまな解決すべき課題が存在をし、柔軟できめ細かな行政サービスが求められているところであります。

このような多様化・複雑化する市民行政へのニーズへの的確に対応するため、これまでの行政による一方的なサービスの提供のあり方を市民と行政がともに考え、まちづくりのパートナーとしてそれぞれの役割と責任を持ちながら、市民と行政がともに協力して進める過程が協働であるというふうに考え、現在、市民協働によるまちづくりを推進しているところでございます。

また、少子高齢化のさらなる進行や急激な人口減少社会への移行に伴いまして、人と人、地域と地域のつながりの希薄化が懸念をされている中、いかなる社会情勢であっても市民が安心して健やかに暮らせる自主自立のまちづくりが求められています。また、地方分権において、地方自

治体の役割と責任が増大をし、地域の特性を生かした自立した行政運営・経営が強く求められています。

そのような中、自立した自治体としてまちづくりを進めるためには、社会情勢の変化により地域が抱えるさまざまな問題や課題に対しまして、市政と行政がお互いに知恵と力を出し合いながら地域の課題を解決し、地域の特性に応じた魅力ある協働のまちづくりを、そして将来にわたる持続する活力あるまちづくりを推進し、市民の皆様の期待に十分に答えてまいりたいと考えております。

私は、まちづくりのリーダーとして、本市が持つさまざまな力をしっかりと引き出し、ともに助け合い、ともに支え合う「共助」を、ともにつくる「共創」のまちづくりを推進し、「みんなの笑顔があふれる元気なまち」という地域の発展を実現するため、全身全霊で取り組んでまいります。

次に、2番のコンパクトシティについて、一括してお答えをいたします。

コンパクトシティに関しましては、少子高齢化が進む人口減少社会において、これまで同様のまちづくりを継続していくことが、特にサービス業や社会インフラ等の維持の点において困難になるとの見方から、全国各地で進められているものでございます。

具体的な姿となりますと、先ほど矢口議員の質問にもお答えしましたように、本市の地理的条件から、神立駅を中心としたまちづくりに加えまして、霞ヶ浦地区、千代田地区の地域の活性化をいかに図っていくかが重要であるというふうに考えています。これには農地の集約や地域間の移動手手段などクリアすべき課題が多岐にわたるため、市全体で考えていく問題であるというふうに考えております。

コンパクトシティの成否についての議論があることは承知をしておりますが、中心市街地の商店街活性化と同義ではないと考えております。人口減少時代において、既存のインフラを活用できる枠組みでないという意味がありません。新たな都市居住空間の創出について、全国の市街地活性化の失敗例を参考にしたいというふうに考えております。

いずれにしましても、このコンパクトシティは一朝一夕にできないのであります。全国の例についても、現時点で評価を下すのは時期尚早ではないかというふうに思っております。これから十分に可能性を研究したいというふうに考えております。

次に、3点目、企業誘致についてお答えをいたします。

本市内の工業団地は、工業専用地域や準工業地域等として用途を定めているものの、土地所有が民地の状態でございますので、場所によりましてはインフラ等の十分でないところもございませう。したがって、本市に企業が進出する場合、企業は造成などを含めたインフラ整備の費用が必要となつてまいります。

このことから、本市におきましては、これらの負担の軽減を目的といたしまして、これまでも企業立地に対する優遇制度を充実してきました。平成28年度からは、地方創生で掲げています、さらなる企業誘致と雇用の拡大、また、既に立地しております企業の拠点化を目的といたしまして、固定資産税の免除や企業立地促進助成金について、本社機能移転を条件にして、制度のさらなる拡充、さらに、企業立地促進助成金については、対象要件となっている設備投資額の緩和を予定しているところであります。

また、現在、市内の企業に対しまして、所有しております空き土地、空き工場などの情報収集を進めているところでございます。今後、ホームページを活用し、市内企業の紹介とあわせまして、マッチングを目的としました空き土地・空き工場情報について広く発信してまいります。このほか、県外で開催されます企業立地セミナーへの積極的な参加も引き続き実施するなど、今後も積極的な企業誘致への取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、4点目、市民の健康づくりについてお答えをいたします。

市民の健康づくり活動は、身近な場所でのウォーキングやサイクリングを初め、民間施設や公共施設での運動など、多種多様な自主的な取り組みが行われているものと認識しておりまして、市としましても、健康づくり計画に基づきまして、ソフト、ハードの両面から市民の自主的な取り組みを推進しているところでございます。

公共施設の使用料などの適正化については、合併当初からの課題とされてきたものの、具体的な検討が進んでおりませんでした。そうした中、平成25年度に実施しました公共施設に関する調査研究におきまして、施設の利用料金のあり方も公共施設の課題の一つとして整理をされ、平成26年度から市内において具体的な検討を進め、昨年秋から見直しの案をお示ししているところでございます。

公共施設の使用料の現状として、無料施設の存在や料金体系の不均衡など生じていることから、こうした課題の是正を行い、利用目的に応じて同じような条件で公共施設をご利用いただけるよう見直しを検討しているものでございますので、一律に値上げを行うとか、健康づくりに逆行するといったご指摘に当たるものではないというふうに考えております。

次に、5点目、ごみの減量化分別によるリサイクル化についてお答えをいたします。

これまで行われました霞台厚生施設組合の正副管理者会議等におきまして、ごみ処理が広域化された場合も3Rを推進することを確認いたしております。平成28年1月に霞台厚生施設組合が策定をしました一般廃棄物処理施設整備基本構想(案)の中におきましても、市町村において一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、それぞれに歩調をそろえて、ごみの発生抑制、資源化に取り組むとともに、ごみ処理広域化による新たな処理技術の導入や資源化ルートの開拓を図り、より一層の資源化を促進する必要があるというふうにされております。

また、分別区分の一元化につきましては、ごみ処理広域化による効果を高めるために、ごみの分別区分や排出ルールを一元化し、合理的かつ効率的な処理システムを構築する必要があるとされております。広域化のメリットを十分に発揮できるよう、組合に歩調を合わせ、分別の統一化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今後、ごみ処理広域化を推進する過程におきまして、先ほど申し上げました課題等につきましては協議がなされるものというふうに存じております。

次に、6点目、補助金の適正化についてお答えをいたします。

本市では、これまで行政改革の一環で補助金の見直しに取り組んできておりまして、平成25年度より事業費助成型補助金交付要綱を制定し、補助金の適正化を図ってきたところでございます。

これまでの私の実績としましては、平成26年度に生涯学習フェスティバル実行委員会補助金など4つの補助金を廃止、平成27年度は集落センター連絡協議会補助金など2つの補助金について廃止をし、新たな補助金としてあゆみ祭り補助金及び消費者支援団体活動補助金について制度化

をしたところであります。

当該補助金制度の推移といたしましては、事業費の影響の高い地域集会施設整備補助金を除きまして、平成26年度と平成28年度の当初予算の比較で0.6%の減額としているところでございます。

次に、7点目1番、交流センターを活動拠点とした法人の設立についてお答えをいたします。

地方創生におけるサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業として、現在精査しているところでございます。時期が到来しましたら資料をお示ししたいと考えております。

次に、2番、事業の運営費の財源についてお答えをいたします。

運営費の財源といたしましては、民間、金融機関、市の出資金、国へ計画申請しております地方創生加速化交付金、創業支援助成金、そして、それぞれの事業の売り上げ収入を見込んでいるところであります。

次に、3番、失敗の可能性と4番、第三セクターの事業について、あわせてお答えをいたします。

これまで破綻した他の地域の例を見ますと、事例によりさまざまな要因があると思われませんが、事業計画が達成できないことが一番の要因と推測をされます。

計画している事業につきましては、新規に取り組む事業でありますので、リスクがないわけではありませんが、DMOという観点から、事業全体をパッケージ化し、総合的プロデュース事業として、民間のノウハウを生かした効率性、金融機関のネットワークを生かした販売戦略、そして自治体間連携の調整を行う行政が一体となりまして、官民連携によります事業の相乗効果を狙うものでありますので、早い段階で黒字化するよう最善の企業努力をしなければならないというふうに思っております。

次に、5番、破綻した場合の責任についてお答えいたします。

経営責任は、出資者であります3法人がそれぞれ出資額の範囲で責任を負うこととしております。定期的には状況確認をしていくこととしておりますが、3年目の黒字化を目指していることから、そのタイミングが大きな判断の時期となると思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

市長はよく協働によるまちづくりというのを強調されて、これは恐らく、今のご答弁でもありましたが、市民の皆さんの意見をよく聞いて、ともに携えて市政をつくっていくんだと、そういうような内容かと思いますが、その市民の声を聞くという意味では、こと、ごみ焼却場の延命化については、アンケートすらとらないというようなご答弁が先日ございましたけれども、このこととは矛盾はしておりませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

市民協働の考え方でございますが、先ほどもお話ししましたように、今、少子高齢化が進む中で、財源的な面も限られてくる。そういう中で、やっぱりこれからの時代というのは、市民みずからの自助、それから地域を支える共助、そして公が支える公助、そういった考え方を中心にしてやっぱり地域をつくっていく、それが豊かな地域になっているのだらうと思います。

例えば霞台の問題を、意見を聞くのが足らなかったのではないかという判断がありますけれども、ある意味では、やっぱりそういったご意見も聞くと同時に、市として、市長として、行政として、これからの将来のあるべき姿というものきちんとやっぱり方針を出して、市民の利益になるようなことを考える、そういったことも当然必要でありますから、そういった判断の中で、今回は、いろんなご議論があるかもしれませんが、皆様方にご理解をいただいて進めてきたというふうに私は考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

市民の意見は聞いたほうがいいけれども、ごみに関しては、市の方針を市民からの意見は聞かずに市長の方針を市民に押しつけると、そういうふうに聞きましたね。これは、霞台厚生施設組合が行ったパブリックコメントの内容を市長もごらんになっているかと思いますが、圧倒的に、見直したほうがいい、現有施設を延命化したほうがいい、その答えが多かったですね。これは圧倒的に多かったです。これを見ただけでも、民意はどちらにあるかというのは明らかじゃないですか。それを見てもなお意見を聞かないというのは、余りにも市民の声を無視したご対応だと思いますよ。いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

市民アンケートも一つの方法かもしれません。ただ、今回の例えば霞台に対するアンケートなんかをとっても、例えば、単純に今の新治広域をまだ何年使えますか、建てかえ、170億がいいですかと、そういう単純な比較の中では、当然それは誰もそう行くと思います。しかし、総合的にいろんな条件の判断の中で議論をして当然判断すべきことでありまして、そういった最終的な判断は、やっぱり市民の代表である議会の皆さんが最終的には決断をすべきだというふうに考えていまして、そういったご理解の中で私は進めてきたものだというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

はい、わかりました。単純に聞くのではなくて、きちんとしたデータのもとに市民に説明をして、だから私はこういうふうに決断しましたと、いかがでしょうかというのが正しいあり方だと思います。ですから、前、何度も申し上げていますが、現有施設があとどれぐらい使えるのか一切調べもしないで、そういう資料が出せないで、そのまま突っ走っているというのが現状だということを申し上げておきます。

それと、まちづくりに関して、自立したまちづくりというのは、ちょっといま一つその意味合いがつかみ取れなかったんですが、これは、現状、地方公共団体、ほかの市町村も同様に、国や県からのサポートももらいながら運営をしているという状況は同じかと思うんですが、施政方針の中では、合併後のまちづくりから自立したまちづくりへの取り組みを進めるということですが、その自立したという部分ですね、いま一度、どういう意味合いなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先日、10周年を実施させていただきまして、皆様大変お世話になったところでありますが、これまで10年間というのは、どちらかというと、旧町の一体化といいますか、それぞれ制度が違うものを一つにして、一つの方向に向けていくというふうな、そういった10年間だったと思っています。これからは、その自立という意味は、ある意味では合併というのは、財政的な側面もありますけれども、その地域をつくっていく戦略の面でも一つの方向を見出していくというようなことありますから、そういった総合的な意味で、これからはかすみがうら市としての自立といいますか、そういった表現を使わせていただいたわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

わかりました。

それから、社会全体で支える共助と共創によるまちづくり。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、基本は、自助、それから共助、最後に公助が来るんだと、基本的には自分のことは自分でやると、次に地域ですとか近隣で支え合う、最終的に公の手を差し伸べているんだということはよく最近言われるようになりましたですね。これは、ある意味、確かにそういう部分もあると思いますが、反面、行政側が公的支出を抑えるために使う逃げ口上としても使われる傾向も、私、あると思っています。それで、そういう意味で言うと、これからやっぱり市民に対しては、市と市民とのその関係性に関しては、市民の苦勞といいますか、厳しい面がふえるという方向に行かざるを得ないんでしょうか、ご見解をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変な少子高齢化が進んでおります。人口減少も実際その道へ入ってきておりますので、そういった中では、先ほど佐藤議員の消費税の問題でありましたけれども、消費税アップも含めて、やっぱり社会の形、あり方、費用負担とサービスのあり方、そういったものを含めまして、これからは議論して、どういった方向に進んでいくのか考えなくちゃならない時代でありまして、大枠では国の政策の中で決まっていくと思いますが、私ども地域自治体としては、まちづくりの原点は、やっぱり市民の皆さんに自分の地域を好きになってもらって、その中でみんなして頑張ろうという、そういう環境をつくるのが原点なのかなというふうに考えております。市民の負担

が大きく変わる、どうなっていくかはまだ判断は難しいところではありますが、そういった時代に入っているという認識を私はしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

「みんなの笑顔があふれる元気なまち」、これも、私も非常にそうならばいいなと心より願っておりますけれども、例えば、この先ほど来出ております公共施設の料金体系の見直し、公平性を確保する必要もあるということで、やはり傾向としては、無料で使っていた施設に関しては値上げの方向にならざるを得ないですね。この間の案を拝見しますとですね。最終的にはまだ決まっていませんよということをおっしゃいました。ですから、どうなるかじっくりと見させていただきたいとは思いますが、公平性を担保するという意味、それから、さらには、みんなが公共施設で語らいを持って元気に過ごすと、お金がなくてもみんなが集えると、そういう場所の提供というのは非常に大切だと思うので、無料じゃないところも無料にするという値下げの方向での見直しというの、その見直しの中には含まれておりますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

公共施設の料金につきましては、全体的なバランス、それから負担と市民サービスの観点、さまざまな形から検討することになると思いますので、そういった点では総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

ぜひ総合的にご判断いただくとともに、市民の健康が増進する、特に高齢者の方、料金が発生するようになってしかめっ面にならないように、笑顔になるようにご検討をいただきたいと思っております。

続きまして、コンパクトシティー化について移らせていただきたいと思いますが、コンパクトシティーというのは、要するに、集約化をしないと公共施設の維持が難しいという流れからのことだと思います。それで、そういう意味で、神立駅周辺の整備なども進んでいると、それから集落間を結ぶ交通機関の移動手段なんかも考えているというふうなご答弁だったと思いますが、やはり当市で今何を一番手をつけなければいけないか優先順位を考えたときには、市街地は人口がふえている部分もございますね。逆に農村地帯の過疎化が猛烈に進んでいる部分、こちらは優先順位が高いように思われますけれども、市長のご見解はいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

地域における人口減少、大変私も危惧しております。どちらが先、どちらが後ということではありませんけれども、このかすみがうら市の特性、特徴からいきまして、やっぱり神立駅を中心としたあの周辺というのは、ある意味で、商業地域、工業団地、住宅地もありまして、市のエンジン部分になっている部分もありますから、そういった中で、やっぱりあそこだけやって地域のところが行き届かないということがないように、やっぱりバランスを持ちながら進めていきたい。そして、コンパクトシティーにつきましても、今すぐどうのこうのということではなくて、人口減少の中で、将来的な方向としてそういった方向も研究をしなければならないということで、言葉として入れさせていただいたところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

今、ちょっと地方創生の話に絡むと、必ずコンパクトシティーという言葉がはやりのように出ていますけれども、そういうコンパクトシティーの名のもとに大型の開発行為を行って、空振りするという例が散見されていますよね。当市でそういうことが行われるとは思いませんけれども、現実には、幾ら集落の人が、周りが減ったからといって、簡単には集積地に移動するというのは難しいというのが現実のようでありますので、ぜひそういう過疎化が進む地域の方が取り残されることのないように、積極的な施策を展開していただければというふうに要望させていただきます。

続きまして、企業誘致の方策につきまして、固定資産税等々の、あるいはインフラの設備に対する優遇を講じていますというふうなお話でございましたが、これも全国の自治体の首長さんが、本当に競うように企業誘致に奔走されていらっしゃるところでございます。よほど特色がないと、そういう強豪相手に勝ち残れないというのが現状かと思っておりますけれども、当市独自の企業誘致の強みみたいなものはどのように市長は発揮されるお考えでしょうか。独自性みたいなものがございましたらいただけますでしょうか、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

企業誘致の独自性というようなことのご質問でございますが、基本的には、他市もある意味では同じかもしれませんけれども、固定資産税の優遇、それから設備投資の支援というようなこと、その額については少し手厚くしていると思っております。それから、雇用等の支援も進めているところでございます。それとやっぱり私ども、この茨城県、今、県全体で企業立地件数、面積ともに2年トップだというふうに言われておりまして、非常にそれは、ある意味では、東京という首都圏の本社機能から近かったり、平たん地であったり、交通の利便性だったり、労働力の確保だったり、さまざまな要件があると思っておりますが、そういった条件を少しでも企業誘致に結びつけられるように、何件かのこれまで実績がございますけれども、研究をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひひとつ議員さんからもご助言をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

続いて、循環型社会の形成について伺います。

霞台厚生施設組合の基本構想の中でも、3Rを進めますと書きながら、実際は、分別収集の一元化をするために、燃やす方向に行きそうな動きを感じ取れるんです。ですから、実際にその表紙で言っていることと中でやっていることが違う方向に進んでいるんじゃないかと私はすごく強く感じるわけなんです。それは、市長のご答弁についてもそれを感じるから、何度もご質問させていただいているわけです。

それで、例えばプラスチックごみの分別化についても、統一を優先されるのか分別を優先されるのか伺うと、これは意外ですが、やっぱり統一を選択されるんじゃないんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

3Rの推進につきましては、宮嶋議員の期待に応えるような数字が出ていないということでご指摘をいただいているのかもしれませんが、その考え方、それから推進については、間違いなくそういった方向に進んでいるというふうに、努力しているというふうに思っています。ただ、なかなかその思うとおりに数字的にいっていないかもしれません。今回、4市町で取り組む霞台につきましては、当然、一つの施設になりますから、効率性とか、それからコストとか、それから3Rのバランスの中で、分別については統一する方向で協議が進むのではないかというふうに私は考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

はい、わかりました。

統一といっても、これ、燃やすと決まったわけじゃないですよね。ですから、分別する方向で統一をぜひ働きかけていただきたいと思います。

続いて、補助金の適正化について伺います。

これ、適正化というのは、余りにも低いものを上げるということも含まれるかもしれませんが、基本的には、財政を立て直すという意味合いでもってあるわけですから、減らす方向のお話だと思うんですが、例えばシルバー人材センターは、平成26年度まで500万だったのが、27年度700万、28年度700万、商工会、26年度1500万が27年度1800万、28年度も同様1800万、こういうふうにふえていますよね。これはどういう理由でふえていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、シルバーセンターにつきましては、高齢者の雇用、働き場、生きがいづくりというようなことでつくっている組織、活動している組織でありますから、そういった意味で、高齢者の皆さんが生きがいを持って就労に頑張りながら健康維持も進められて、そういった観点から、政策的に、財政も大変厳しい中でありましたので、ふやさせていただきました。

それから、商工会につきましては、当然、経済振興ということを進める市の経済団体でありますから、その辺も経済振興ということで積極的に展開をしていただきたいということで、増額した内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

また議案質疑の中で詳しくはお伺いしたいと思いますが、大いに活躍していただきたいというのは、それは同じなんです、皆さん、気持ち。その根拠ですよ。何でそのために200万ふえたのか、300万ふえたのか、そこの根拠の説明が、私、大切だと思うんです。それから、その辺の説明責任をしっかりと果たしていただきたいと思います。逆に手数料ですとかその他市民の負担は上がっているわけですから、市民の皆さんの納得が得られるようなご説明をお願いしたいと思います。

続いて、交流センターを活動拠点とした法人の設立について伺います。

3者がお金を出し合って第三セクター、法人を設立すると、それで、時期が来たら事業計画なども示していただけるということでございましたが、私は思うに、時期が来たらではなくて、事業計画、こういう計画がありますと、こうこうこういう可能性があってチャレンジしたいので500万円を出資しますと説明が先にあると、出資が承認されると、これが正しい順序だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

交流センターにつきましては、宮嶋議員の地元でございまして、今、いろんな意味でご心配をおかけしているところでございます。その利活用も含めまして、地域振興をどうしていくかということでもさまざまな検討をしてきた中で、この1年間、利活用に入れなくて来たところに関しましては、大変申しわけなく存じます。

そういう中で、今回、先ほども議員の皆さんにお示しをしましたように、民間の力、あるいはまた金融機関等の支援、ノウハウ、あるいはまた行政力、政策力、そういったものを兼ね備えましての今回事業の取り組みでございます。考え方、それから概要についてはできているわけでありましてけれども、まだちょっと修正はしなくちゃならないと、そういった最後の詰めが終わっていないものですから、中途半端な段階で皆さんにお示しして、また訂正どうのこうのになりますとご迷惑しますので、少し整理をさせていただいてお示しさせていただきたいというようなことでもございまして、考え方、それから事業の方向については決定をしているものでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

じゃ、今、事業計画をしっかり練っている段階であると、修正をかけている段階だということでもありますので、当初予算からは500万を外したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時45分

再 開 午後 1時45分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮嶋議員さん、この予算についての細部については議案審査特別委員会のほうでお願いしたいと思うんですけれども。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

いや、私が伺っているのは、事業計画の中身を示してくれと言っているんじゃないんです。事業計画がまだできていない段階で、この設立すると宣言しちゃっているわけです、施政方針で。これはおかしいんじゃないですかと、順番が違うんじゃないですかというふうに申し上げたんです。ですから、市長がおっしゃるように、もうじき待てば事業計画が出るのであれば、それから500万の審議が始まると、これが真っ当な議会のあり方だと思うんです。ですから、そこについてご答弁をお願いしているわけです。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういったご意見もあろうかと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、3者によって協議を進め、前向きな検討を進め、ほぼ骨格ができ上がっています。そういった中で、皆様方にご提案申し上げ、ご理解をいただければというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それでは、議案審査で500万を審査しようがないですね、事業計画がないんだから。まあしようがないですね。事業計画がないにも、500万は出資しても構わないというご判断ですからね、それは市長のご判断でしょう、わかりました。

それから、運営費として加速化交付金を充てるということが前提になっているかと思うんですが、採択されなかった場合はこの事業はどうなりますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その場合には、総合的に検討をさせていただきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

公室長の前のお話ですと、一般会計でやるというふうにおっしゃいましたが、それは訂正されるということよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういったことを含めまして総合的に検討し、しっかりとした背景のもとに、執行する場合には執行したいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私は何も事業自体を否定しているわけじゃないんです。ぜひ積極的に新しい事業を展開していただいて、まちの活性化に向けて走っていただきたいと。私も、微力ながら、もしできることがあれば何でもお手伝いさせていただきたいという気持ちでおりますよ。ただ、その手続がうまくないんじゃないかということで質問をさせていただいております。

それで、先ほど来、他の議員からの質問に対して、責任については出資応分の出資限度とした有限責任であるというふうなお話もございました。それから、その法人の行う債務への保証は、市では行わないというようなお話もございました。それはもう安心したところなんです、第三セクターで、全国で失敗している例を見ますと、債務保証じゃなくて、赤字の補填ですとか財政的な補助をだらだらと続けて、引くに引けなくなっちゃうと、そういうようなパターンが結構多いですね。そういう意味で、出資金500万と、それ以外にお金をこの法人につぎ込むことはないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

第三セクターは、いろんな形で失敗例も私もよく存じています。今回の事業は、皆さんにもお話をさせていただきましたように、総合的な見地から検討してきた事業でありまして、これは、地域振興、それから交流人口の拡大に向けた、まさに皆さんの夢をかなえられるような、ある意味ではチャレンジの仕事でございます。結果は万が一のことも考えます。そのときもしっかりと責任を持てるような形で対応していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

今おっしゃった、最後は責任をとるといふ、その具体的な内容を教えてください。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

責任のとり方というのは、当然、出資金等が市から、万が一破綻した場合にはなくなるということでございます。また、当然、私どもも政治的な責任というふうな形は考えて、それは判断をしなくちゃならないと考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

はい、わかりました。

事業ですので、うまくいくこともあるし、失敗することも当然あるのはよく承知しているところでございます。いずれにしても、公金でもって行う事業でございますので、決断に至った経緯、材料、そういったものをしっかりとご提示いただいて、市民の納得の上で事業を進めていただきますように要望させていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時52分

再 開 午後 2時02分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

それでは、このたびの施政方針質疑通告に従いまして、私からの施政方針に対する質問をお尋ねいたします。

まず第1点目、施政方針の6ページになります。地域公共交通再編実施計画についてお尋ねいたします。平成27年策定の当該関連計画、公共交通網形成計画マスタープランかと存じますが、こちらにつきましては、私といたしまして、全く期待が外れてしまったという思いであります。東西幹線道路への取り組みとともに、国道6号線と千代田石岡バイパス計画との兼ね合い、さらには、昨年、常総市が多大な被害を、甚大な被害を受けました豪雨災害時に見られました、市内の幹線道路、市道のほうですね、渋滞との兼ね合い、さらには、先ほど来も質問がございましたが、おおつ野の総合病院アクセスと神立停車場線との兼ね合いや整合を、具体指標を示すべきとお尋ねしまして、これについてご答弁をお伺いいたします。

2点目、施政方針の8ページになります。不妊治療補助についてお尋ねいたします。増額することはよいことと存じますが、実際の治療実績は、通院までの距離はともかく、東京都内の専門

医院のほうが、治療実績から技術も高く、費用と治療時間の負担は小さいと存じますが、このたびの補助増額は、単に茨城県の制度の抱き合わせとして上乘せの限定制度であるのかお尋ねします。

同じく8ページの3点目についてお尋ねします。幼児期の教育、保育の質や量の拡充についてお尋ねします。教育の範疇まで、就学前の子どもたちのために、保育士の皆さんにはさらなる資質向上を望みたいがいかんということでお尋ねいたします。

続いて、4点目、9ページでございますが、貧困による教育格差が社会問題ということで、今回の施政方針の質問を含め、一般質問でも、私への答弁に限らず、ほかの議員諸侯へのご答弁におきましても、当市の現況が、貧困として、私としては、共通認識が余り定まっていないのではないかということで、認識が議会に対して不足しているのではないかということでお尋ねします。

続きまして、5点目、施政方針の10ページにおけます、「人間力」を高めていく子どもたちの居場所づくりを引き続き推進についてお尋ねしますが、こちらにつきましても具体的な事業対象、実績、取り組み、評価などのポリシーをお尋ねします。

続いて6点目、11ページにおけます、近年海外からの観光客の急増ということでお尋ねします。観光客の急増を市の事業に結びつけるということで引用しているかと存じますけれども、現在、爆買い志向の海外観光客にも変化があると言われております。また、円高傾向にも今はなっておりますが、事業にどのように取り組まれるのかお尋ねします。

7点目、先ほど宮嶋議員からもお尋ねがありましたが、13ページの自立したまちづくりについて、私からも、再度ですが、何をもって自立とするか、いま一度お願い申し上げます。

同じく13ページ、8点目をお尋ねします。男女共同参画の小学校出前授業についてお尋ねしますが、児童に男女共同参画を教授する順序が適切であるのか、根拠、ポリシーをお尋ねします。

9点目、14ページの最小の経費で最大の効果を上げるについてお尋ねしますが、具体的に市役所内でどのようにスキルアップをいたすのかお尋ねします。

最後に、15ページの予算の概要の部分であるんですが、固定資産税の家屋及び償却資産の課税客体増についてお尋ねします。施政方針の質問として、当初予算に向けた内訳や影響額などの概要ポリシーをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目、公共交通に関する計画についてお答えをいたします。

今年度策定となります地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして法定計画となっております。国土交通省の示すガイドラインに沿って、また同省の指導をいただきながら策定作業を進めてまいりました。この計画の期間は平成28年度から5年間となっております。この5年間での具体的な公共交通の手段、媒体に対する取り組みを

基本とする内容となっております。

このようなことから、道路インフラの整備等との関連につきましては、ご指摘のとおりでございますけれども、この計画の法的な位置づけから、計画の内容につきましてご理解をいただければと存じます。また、来年度、地域公共交通再編実施計画の策定を予定しておりますので、基本計画であります地域公共交通網形成計画に掲げました施策を具体的な内容とする計画としたいというふうに考えております。

次に、2点目、不妊治療補助についてお答えをいたします。

平成28年2月より、茨城県の交付する不妊治療費補助金において、特定不妊治療に要した費用の一部を助成する額が、初回の交付に限られますが、15万円から30万円に引き上げられております。体外受精及び顕微授精の特定不妊治療につきましては、1回の治療費が高額であり、経済的負担が大きいことから、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減をさらに図れることと思っております。

県外での専門医療機関への受診につきましては、茨城県不妊治療費助成事業実施要項の中で、県外での医療機関でも、医療機関所在地の都道府県等により指定が行われていれば交付要項を満たすこととされていまして、当市におきましても、不妊治療費の補助金交付要項の中で、医療機関の指定を、茨城県の指定について承認を得た医療機関としておりまして、県と同じく補助金交付の対象としております。助成額が、県及び市を合わせますと、初回が上限で40万円、2回目以降が上限で25万円となることから、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減に一層寄与することができ、出生率低下に役立つものというふうに期待をしております。

今後とも少子化対策として不妊治療費助成を行ってまいりたいと思います。

次に、3点目、保育士の資質向上についてお答えをいたします。

幼児期におけます教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要な時期であるというふうに認識をいたしております。その振興策につきましては、教育基本法第11条で、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備、その他適当な方法により努めなければならないと規定をされているところであります。

議員ご指摘の保育士の資質向上につきましては、社会情勢や親子関係など保育を取り巻く環境が目まぐるしく変化をする中、現状の取り組みとし、茨城県保育協議会及び茨城県社会福祉協議会主催などの各種研修の受講、さらには、支援を要する児童が増加する傾向にある中、県立の特別支援学校（土浦・つくば）への研修などによりまして、児童の状況に応じた対応を学び、研修受講後において、その研修内容を持ち帰り、所内研修を実施するなど共通認識をもとにして、保育士相互の資質向上に努めているところであります。

今後につきましても、研修機会の積極的な受講などによりまして、児童の健全育成を図るとともに、引き続きまして保育士の資質向上に努めてまいります。

次に、4点目、貧困による教育格差についてお答えをいたします。

子どもの貧困問題に対し、必要な環境整備と教育の機会均等を図らなければならないものと理解をいたしております。現在、生活保護世帯及び準要保護児童・生徒のいる世帯について、貧困対策として、教育に係る費用の支援をしているところでありまして、新年度においては、非課税世帯を含め、生活に困窮している世帯に対して学習支援事業を実施してまいります。

次に、5点目、人間力を高める居場所づくりについてお答えをいたします。

国、県、市の補助金を活用して、学校、家庭、地域の連携のもと、地域の子どもは地域で育てるという基本に基づきまして、下稲吉中学校区三校連絡支援ボランティアに委託をする形で、地域の子どもたちの学力の向上のため、①下稲吉中学校において、下稲吉中学生を対象に放課後の学習支援（年58回予定、受講者65人）を、②いなよし学習広場（次年度から大塚児童館で実施予定）において、下稲吉地区の小学4年生から中学生を対象に土曜日の学習支援（年50回予定、受講者30人）に取り組んでおります。進め方といたしましては、授業形式ではなくて、子どもたちがおのの学力に合わせて自習を進めていく中、わからないところを地域のボランティアの方に教えていただくというものでありまして、学力の向上はもちろんでありますが、親や先生以外の地域の大人の方との交流を通して、人間的にも成長が図れるのではないかとというふうに考えております。また、次年度から霞ヶ浦中学校区でも同様な形で土曜日の学習支援事業に取り組めるよう、現在準備を進めているところでございます。

次に、6点目、海外からの観光客の増加についてお答えをいたします。

近年、海外からの観光客の急増に伴いまして、インバウンド需要をいかに取り込み、観光誘客による地域の活性化を図っていくかは、本市のみならず全国の市町村においても共通の課題となっております。

来日した外国人が大量にまとめ買いする、いわゆる爆買いから、医療、健康、美容、美術鑑賞、グルメ、スポーツ学習、農業等、物を購入する以外に何かを体験する体験型へと興味、関心が移ってきていると言われております。

豊かな自然に恵まれている本市にとっても、茨城空港からのアクセスのよさを十分PRして、果樹観光のふるさととして、果物狩りを初め、収穫体験、サイクリングイベント等、地域資源を最大限に生かし、県や近隣市町村と連携をしながら、観光交流人口の増加に取り組んでまいります。

次に、7点目、自立したまちづくりについてお答えをいたします。

施政方針でも述べましたとおり、先日、市制10周年記念式典を実施いたしました。霞ヶ浦町と千代田町が合併いたしましたして、ちょうど10年が経過したところでございます。合併当初は、両町がそれぞれ積み重ねてきた歴史や行政サービスの違いなどにより、市民生活に戸惑いを感じた方もいらしたかもしれません。この10年をかけまして、各種事業の統一、あるいは市民の機運醸成等に努め、現在は、市全体が一体となったまちづくりを進める土壌ができてきたというふうに考えております。

財政面におきましても、既に地方交付税の優遇措置であります合併算定替えの縮減期に入っており、4年後には合併による優遇がなくなり、合併していない自治体と同様、一つの市として行政運営、財政運営をしなければなりません。

合併による職員数の削減、行財政改革を進めたことによる事業の効率化などで財政の健全化を図っているところでありますが、これからの少子高齢化社会の進展など、厳しい財政事情や多様化する行政需要などへの対応などを踏まえまして、必要な事業を見きわめ、持続可能なまちづくりを進める必要がございます。

本年策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、重点事業として位置づ

けをしております子育て支援、雇用の創出、あるいは本市の主要産業であります農業を強化するための6次産業化の推進などによりまして、地域の活力を向上させていくことで、持続可能な地域の創出に資することができると考えているところであります。

次に、8点目、児童に男女共同参画を授業することについてお答えをいたします。

小学校出前講座につきましては、平成26年度に下稲吉東小学校から始まりまして、平成27年度に市内3小学校で実施をいたしました。平成28年度におきましても、未実施の小学校におきまして実施していく予定でございます。

一般的に、小学校低学年までは、男子であること、女子であることを余り意識せず成長しておりますが、小学校高学年になりますと、女子は体型も徐々に変化をし、子どもたちの多くが、男子・女子を意識し始めるというふうに言われております。この先入観も少なく、柔軟な心を持つ小学校高学年の時期に、男女共同参画に関する授業を実施することによりまして、男子だから、女子なのにとという固定観念にとらわれることなく、お互いに尊重する心を育成するとともに、子どもたちの自分らしく伸びやかな成長を促すことを目的として実施をしていくものであります。

次に、9点目、具体的なスキルアップについてお答えをいたします。

最小の経費で最大の効果を上げるという生産性の向上に当たりましては、施政方針でも申し述べましたとおり、総合計画の進行管理や事務事業評価を通じまして、PDCAサイクルの意識づけを初め、徐々に取り組みにより達成しなければならないものと考えているところでございますが、そのためには、議員ご指摘の職員のスキルアップも欠かせないものであります。

この件につきましては、職員研修を初め、適材適所による柔軟な人事配置や、目標管理により人事評価制度、昇任試験制度によってスキルアップを図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、10点目、当初予算の歳入の中で、固定資産税の増収についてお答えをいたします。

最初に、家屋分の増収につきましては、平成27年度中に評価対象となりました180件程度の新築家屋の分を見込んでおります。また、これとは別に、一定の要件の非木造の新築家屋を県税事務所に評価をお願いしており、それらの家屋分を含めた予算計上となっております。新築家屋につきましては、市全体の人口が減少する中でもほぼ横ばいで推移しておりまして、税収の増加につながっているところでございます。

次に、償却資産につきましては、市内企業の大規模な設備投資は見込めないところでございますが、近年、太陽光発電設備の設置が市内各所で行われ、事業が開始をされておりますので、それらを新たな資産として見込んでいるところであります。

なお、土地につきましては、長く評価額の下落が続いておりましたが、年を追ってその下落率も縮小しておりました。全国的には上昇に転じているところも見受けられます。本市におきましても、場所によって下げどまりの感も見られ、それらを踏まえまして小幅な縮減の予算としているところであります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、まずはご答弁ありがとうございました。

再質問、あわせてコメントを申し上げさせていただきたいと存じますが、まず、1点目の地域公共交通再編実施計画なんですけど、これは聞くとところによると、デマンドバスの国の補助の根拠的に、どちらの地域も取り組んでいるように伺うところでありまして、書類をこの間、全員協議会でいただきましたけれども、その中身、私に限らずほかの議員さんも拝見させていただいたところ、今回の施政方針の中でコメントがありましたとおり、余りいろいろ協同病院やら国道6号やらそういったものを踏まえたものではなく、特段意見もなく、そのままずっと終わったと記憶するんですけども、私は、あえてこれを施政方針に取り上げるべきことなのかどうかということで、疑問に思うところもあるんですが、取り上げるからには、やはりタイトルどおり、交通需要に比べていかなければならないという課題があると思います。

私は、現状の渋滞ありきの道路の中で計画を練りなさいと言われても、調整区域などで人口が減っている傾向の中で、どんどんバスの事業が縮小されてしまう、それを幾らかでも緩やかにするという暫定的なものに宛がう取り組みでしか私は捉えられないんですが、やはり国に当市の実情を説明する機会でもありますから、やはり交通ネットワーク、バスが走ることよりも、バスが走る道路を上手にマスタープランのほうで仕上げて、具体策として、バス、現状の中でやっていくという順序を私は望みたかったわけでありまして。

今年度取り組まれる再編実施計画というのは、実質、バスのこと主体になるかと思うんですが、やはり前回の交通網形成というマスタープランのタイトルどおり、バスを根拠にするに当たっても、慢性的な渋滞箇所があって経済損失なんだよというフレーズを私は見かけたかったわけでありまして。

さらには、通告した質問の言葉であるとおおり、あれだけ大雨が降った中で幹線道路がもう各所渋滞してしまった脆弱性が出ているわけですから、そのあたりをやはり国の方に認識いただく絶好の機会でもあったと存じます。

いろいろ市民協働ということではほかの議員の方々もお尋ねしておりますが、この公共交通の研究会社がつくるだけではなく、一部の関係委員が有識者としてかかわるのではなく、こういう誰しもが車1人1台でかかわる、そして、交通弱者の方はバスなり電車なりを使うということで、これこそ市民協働で取り組んでいただきたかったというのが本音でございます。

そういうことを申し上げて、続いて2点目の不妊治療の補助ですが、ご答弁から聞きますと、率直に言うと、県の制度にバーターで上乘せする制度のような気がしますが、私は、今回、事業を組む中で、やはり使いやすい制度設計があるべきだったと思うんですが、どうやら駆け足で何とか目玉で増額するというところにとどまってしまったような感を私は察する次第でありますけど、やはりそういうところで、制度設計を需要に幾らかでも合わせる取り組みというのが、定住化促進なり少子化対策なりにつながるものだと思いますので、来年度、これが予算化されましたら、その予算化をもとに、茨城県の制度に縛られることなく、新たな生命が誕生するようにご努力をお願いします。

続いて、幼児期の教育、保育の質や量の拡充ということですが、私も再三一般質問でお尋ねして、市長からも、就学前の子どもの教育環境を含めて努めてまいりたいというご答弁をいただきましたが、現状は、幼稚園と保育所という、文科省と厚生労働省の縦割りの中で、まだ、いろい

ろ一体化の取り組みはありますけれども、保育所からすれば、教育の範疇というのは文科省の範疇ではないからできないという、これがそういう理由で、余り積極的に教育ということで就学前の子どもたちの資質向上に事業化するということにつなげられないネックになっていると思うんですが、何もこれは恐れる必要はないと思うんです。具体的に問題を出して、時間の中で、算数なり簡単な英語なりを教えるというのはできないかもしれませんが、保育士の先生方が集まってきて子どもたちに、算数はこういうふう将来勉強を頑張れば役に立つよねとか、そういった牽引の仕方というのはあると思うんです。そのためにも、やはり保育士の皆さんにも、専門職なんですから、スキルアップ、それぞれの保育士の中で取り組める資格等もあると思います。行く末の昇任の際にはそういうものも取っていただければ、そういうものを評価点に加えていただくという実行をぜひ早い段階で実現、検討していただければと思う次第であります。

私は、保育所が、単なるお子さん方の預かる場所、幼保の場所ではなく、心を豊かにする、質問が前後するんですが、この年齢だからこそ、本来は、私はここで人間力という基礎を、心を豊かにするために養える機会でもありますので、公立の、市立の保育所だけではなく、幼稚園等と研究会などが、機会がありましたら意見交換しながら、切磋琢磨して、かすみがうら市の就学前の取り組みが評価を生んで、評判を呼んで、定住化の促進につながるよう努めていただければと申し上げます。

続いて、4点目の貧困による教育格差が社会問題とございますけれども、私は、教育格差というのは、このフレーズだけを見ると、貧困だけが非常に大きな原因のようにも解釈してしまうんですが、教育格差というのは、非常に、皆さんもご承知のとおり、貧困だけではなくさまざまな家庭環境があつての格差ができてしまう実態でありますから、こういうものはやはり小中学校に行つてからの課題ではなくて、就学前のそれこそ子どもに、なぜ苦勞をしてまで勉強しなければならない、こういったことに対する答えを行政としてお持ちいただいて、現場で伝える。中学校に、スマートフォンやインターネットで、ある程度、もう子どもたちのスポンジのような脳に固定観念がどんどんずばずば入ってくるわけですから、そうなつてから根本的なものをいろいろ解決しようとしてもなかなか難しい。やはり就学前の子どもに、子どもたちがたくさん集まつた中で、なぜ人間は仕事や勉強をしなければならない、こういったことを現場なりの優しさで伝えて、心の豊かさに結びつけていただくということが、私は、教育格差の社会問題を解決するすべだと思っておりますので、ぜひ私のご意見もお酌み取りいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、6番、近年海外からの観光客の急増についてお尋ねいたします。

先ほど市長から答弁があつた形は、特段、市の予算化して、何分、海外の客をここに、海外の貨幣を、円にかえたお金でも結構なんですけど、落としていただくという取り組みは具体的にないのかなと思うんですが、そこでご提案をこの場で申し上げますと、前市長はお取り組みになつたことがあつたように伺っているんですが、海外との友好都市、やはりどこの市も、合併してからどこか海外の友好都市も結ばれるようなところもあります。それによって、今回質問しているような効果を誘引するために、まず固定の友好都市とのお付き合い、当市の活性化になるようなものをご検討いただければと思う次第であります。

ただ単に茨城空港から東京に素通りされてしまうのを指くわえて見ているのではなく、具体的に、友好都市ですね、当市と組み合わせとしていいんじゃないかといういずれかの世界のどこか

の国と、経済的にもいろいろ理解をしやすいとか、宗教的にもおつき合いしやすいとか、そういう点を考慮していただいております。おつき合いいただくのもインバウンドということで、取り組む価値は十分あるかと申し上げさせていただきます。

続いて第7点、自立したまちづくりということで、先ほどの宮嶋議員への答弁とほぼ同じだったかなと思うんですが、私は、自立したまちづくりというのはやはり、皆さんも先輩方もご承知のとおり、財政力指数を具体的には上げることでございますので、内部的にやはり財政力指数はこのあたりを目指していきたいというのも、自立したまちづくりであろうと思いますし、その財政力指数をさらに具体化すれば、税収を上げる、活性化して、固定資産の客体をさらに、償却資産の客体をさらにふやすという、こういった取り組みが、財政力指数を上げる自立したまちづくりであろうと。

さらには、先ほど来も質問がありました、行政改革ということで、合理化を、やはり数値的に5%とか10%とか、これを目標に取り組んではいると思うんですが、やはりこういった施政方針の中でも数値的な目標値を示していただくことが、市民にも納得する自立したまちづくりであろうと申し上げさせていただきます。

続いて、8点目の男女共同参画の小学校出前授業ということですが、どうやらご答弁からすると、高学年にお伝えするということですが、高学年だけを呼んで、そこで講演をやるのか、そこに4年生以下1年生までおつき合いして聞いているのかわかりませんが、高学年に教えるのであれば、やはり私は、ある程度社会の仕組みを覚えてきた中学生の場でやっていただいたほうが、もっと効果があるのではないかとことを申し添えさせていただきます。

続きまして、9点目の最小の経費で最大の効果を上げるということで、私は、今回の予算案に職員の皆さんがどのように予算の積算をしてきたかに、その最小の経費で最大の効果、何々部ではこういったものが一番その効果を狙って取り組んだものですか、そういった取り組みが行革としてお示しいただければ、市民の皆さんに非常に効果的ではないかなと思いますので、ぜひ、当初に限らず、部、さらには課ごとに予算の見積り等、5%、10%とか、圧縮しながらも同等の効果を生み出すというような課題を議会にもお知らせいただければと存じます。

最後になりますが、固定資産税の家屋及び償却資産の課税客体増ということで、ご答弁がありましたとおり、特に市街化区域の神立駅、昨年3月に茨城新聞で下げどまりの報道がありました。これは、国土交通省の公示地価の年1回の調査の発表の結果を見て茨城新聞が報道したものでありますが、今回、事業の目玉の一つとして神立駅周辺の整備に取り組まれております。駅の橋上化、神立停車場線、そして土浦市におきましても、土浦駅のあらかたの方向をつけて、荒川沖、そして神立駅と実際に取り組んでいる。まさしく、この地価が下げどまりの中で、地権者も協力していけるような価格の推移になってきたわけですので、これを私は今回の事業の中では評価したいところであります。

これだけタイミングが合った形、本来ならば、もっと地価が高いときにでも神立停車場線が開通していたらまた違う展開があったかもしれないんですが、昭和の40年代の都市計画路線がここまで引っ張ってきた、そして、この土地の下落が下げどまりで来た、まさにこれ幸いなんですが、そういったタイミングで、ぜひ、施政方針の中でもあります最小の経費で最大の効果を上げて、税収増加をして地域を活性化していただきまして、市民の皆さんの心を豊かにしていただいて、か

すみがうら市の長所がよく見えるようにしていただきたいわけであります。

どうしても心が寂しいと人の欠点ばかり目についたり、責めたりばかりになってしまいます。どうか各種事業のさらなる成果を心からご期待申し上げまして、私の今回の施政方針に対する一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の質疑を終わります。

以上で施政方針に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時56分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 承認第 1 号及び議案第 1 号ないし議案第 3 4 号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてないし議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算までの35件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、まず、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についてであります。

これは、マイナンバー制度というか、赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住む一人残らず12けたの番号を割り振って国が管理するという、マイナンバー、この制度だと思います。これがことしの1月から始まったわけですが、私は、何でこの一部改正になったのかなというふうに思ったんですが、本来は、昨年末までに、12月31日までですね、マイナンバー、個人番号が全部、全ての住民に届くということが前提になっていたんじゃないかなというふうに思っているんですが、これが届かなかった。そういうことが1つ要因だったのかなと思うんですが、当市では12月末までに全市民に届いているかどうか、その確認をまず1つしたいと思います。

それから、3月6日の朝日新聞の記事にありまして、1月から動き始めたマイナンバーのシステムの不具合が続いたと。市区町村の窓口でマイナンバーカードが受け取れない事例が全国で相次いでいるという、こういう記事であります。これはどういう問題が起きているのか、当市でもこういう事実があるのかどうか、簡単に述べていただきたい。

以上、3点になりますかね、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、佐藤議員のご質問にお答えします。

まず、承認の第1号でございますが、こちらは、マイナンバー制度の運用についてはこの1月1日から開始されているところではありますが、昨年の12月16日に決定されました平成28年度税制改正大綱におきまして、税分野に係る一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されました。その内容は、個人番号の記載を求めることによりまして生じる本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、個人番号記載の対象書類を見直すというものでございます。今回の専決処分は、その方針に沿いまして、地方税法施行規則の一部が改正、公布されたため、関係する市税条例を改正する必要が生じたものであります。

また、当市の通知カードの送付状況であります。現在、1万6909通送付いたしまして、戻ってきたものをまた再送しまして、いまだに取りに来られていない方が411通、ですから2.4%が未交付となっております。

それから、先日、朝日新聞のほうに載りました、J-LIS等の通信トラブルによりましてカードが交付できないという件ですが、当市においても発生してございます。しかし、そのトラブルですが、5分から1日ぐらいで復旧いたしておりますので、現在のところ、未交付というのは当市においてはございません。おくれても交付のほうはいたしております。また、新聞にもありますように、こちらの原因の特定には至っていないというのは事実でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、この地方公務員法の改正について、人事評価状況及び職員の退職管理というふうにあるんですが、これは、目標管理というか、これを市職員の業務評価に賃金を反映させるというような中身なんですか。これについては、その点についてお尋ねをしたいと思います。職員の人事評価制度を導入しようとしているのかどうかに限ってお答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご質問の内容でございますが、市におきましては、平成21年度から人事評価は導入済みでございます。ただし、ご指摘の、賃金とお話がありましたが、給与への反映につきましては、平成28年度分の評価を29年度の給与から反映させる、昇任等にも反映させるというような予定となっております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

給与に反映させると、人事評価がですね、ということを確認いたしました。

議案第9号です。かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定についてと、これは新規制定であります。一般質問でもいろいろ私は指摘しましたけれども、これは、委員の選び方で、専門的見地というところがあります。それから、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者というものがあります。さらに、この2点が挙げられていますが、この専門的見地というのと学識経験を有する者その他市長が必要と認める者というのが、この理由と、最後に、なぜ市民から公募をしないのかと。広くこれを知らせて公募を求めるといことが、やはり市民との協働、それから市民との対話も含めてやるべきことだというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

1番目の専門的な見地でございますけれども、これにつきましては、公共施設の有効活用ですとか適正な配置、また適切な維持、保全、こういった最適化に向けまして、具体的かつ現実的な検討を行うということで、そのために、専門的な見地としては、建築物に関する技術的な視点ですとか、施設の管理運営におけるマネジメントの視点、こういった視点から助言をいただきたいというような視点、趣旨でございます。

2番目の学識経験を有する者その他市長が必要と認める者でございますけれども、ただいま申し上げました見地からの助言をいただくために、専門家といたしまして、大学教授ですとか建築士、会計士、あるいは先進自治体の実務経験者を初め、本市のまちづくりの視点から、総合計画審議会や都市計画審議会などの関係者の方々、また、区長会などの関係団体、市民代表などを想定いたしております。

この市民代表の委員の選考につきましては、公共施設の利用団体等の代表の方をお願いする方法や、ご質問のように公募という方法も考えられます。今後の人選に当たっては、公募実施の有無についても検討をする予定といたしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

公募については検討するということなので、ぜひ公募をするように実施していただきたいというふうに思います。

議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これは新規規定というふうになっておりますが、私のほうのこの情報では、制度の一元化によって、異議申し立てが再調査請求にかわって、参考人からの陳述や検証もなくなり、簡易な手続で事実関係の再調査をして、処分の見直しを行うというふうに聞いているんです。

陳述も検証もないとすれば、再調査は、申立人にとっておざなりの対応としか言えず、簡易といっても、申立人のためではなく、行政側の迅速化を進めるものにすぎないと、救済の仕組みが後退しかねないというふうに、そういう指摘があるので、これについて、この今の私の情報の指摘について答弁を願えますか。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 槌田浩幸君。

○監査委員事務局長（槌田浩幸君）

ただいま佐藤議員さんからのご質問についてお答えをいたします。

現行の行政処分に対する不服審査制度といたしまして、市町村の処分に対する不服審査異議申し立てという制度、また、国及び県の行政処分に対する不服申し立てについては、異議申し立て及び審査請求という制度がございます。

今回の改正につきましては、それを一元化して審査請求にするというのが今回の改正内容でございますけれども、行政処分の中には、議員ご心配のように、大量に処分がなされているものがございます。例えばとん税でありますとか国税通則法に基づく処分、あるいは関税法に基づく処分などがございます。こちらにつきましては、不服申し立てにつきましても大量に発生をいたしているところでございます。この大量発生する申し立てを、迅速に不服申し立ての判断を決定しなければならないということで、簡易な方法での再調査という方法で不服申し立ての決定をするということになってございます。その後、これは一義的に再調査をしまして、それに不服がある場合は審査請求というふうなことで進めていくような制度となっているところでございます。

当市の処分につきましては、こちらの再調査請求制度ではございませんで、異議申し立て制度でございましたけれども、今回の法改正によりまして、審査請求制度に一本化される、一元化されるというところでございます。

今回の改正につきまして、地方自治体によっては、議員さんが今ご心配なされました、弁明書や反論書がない、あるいは口頭陳述がないなどの審査請求制度により、簡易な制度であったことがございましたけれども、国といたしましては、そちらを統一して不服審査制度を改正いたしまして、今回の見直しが行われるということになったものでございます。

なお、本市の現行法におけます異議申し立て制度におきましては、この簡易な方法である、弁明書のやりとりがないということでもございましたけれども、当市におきましては、審査請求制度と同様に、弁明書、あるいは反論書、口頭意見陳述の申し立てによりまして、審査請求と同様の不服申し立て制度を実施していた内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

後でもうちょっと詳しく、よくわかりませんので、確認をしたいと思います。いずれにしても、それほど大きな、一方的なものではないと、この市の条例に限ってはそういうふうな意味かなというふうに理解していいのかなというふうに思います。

それから、議案20号です。農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条

例の制定について、これは新規規定であります。

これは、農業委員会委員の選任を選挙ではなく全て推薦・公募とするという内容かなど。これは、いわゆる農協改革法、これに基づいてつくられたもので、いわゆる農業委員会の公選制を廃止するということかなど思うんですが、何で農地の番人としていたこれまでの農業委員会の制度をやめるのかなど、これはちょっと理解できないんですが、これも含めて答弁をお願いできますか。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 高田 忠君。

○農業委員会事務局長（高田 忠君）

お答えします。

改正法の第9条のほうでは、農業委員と農地最適化推進委員さんということが公募ということになります。農業者と農業者が組織する団体に対して候補者の推薦を求めまして、委員になる人の募集をかけます。具体的には、今までの市議会からの推薦委員さんとか各団体さんの委員というのが、確かに公職選挙法がなくなることによってなくなります。今までの農業者の農協さん、それとかみなみ共済さんとか、そういう団体に対しては公募のご案内をします。仮に公募の推薦者があらわれた場合は、その方たちも候補者の一人となることになります。

公職選挙法が廃止された理由につきましてですが、いろいろ、平成26年5月27日、農業委員会の上部団体であります農業者会議という会長会の全国大会がありまして、そこでも、公選制で、公平性、公正性、透明性ということで、全国の農業委員会のアンケートを出してもらった結果、81.5%の、そのまま公職選挙法を確保してくれという要望をしたということでございます。

ただ、その後調べたところ、平成27年7月30日の第189回国会において、農林水産委員会ということで、そういうことが廃止されたのかなという認識でおります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で承認第1号及び議案第1号ないし議案第34号に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている35件の議案の審査は、先例により議長を除く全議員で構成する平成28年第1回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成28年第1回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて議案審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時16分

再 開 午後 3時46分

○議長（藤井裕一君）

再開します。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成28年第1回定例会議案審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

委員長に古橋智樹君、副委員長に設楽健夫君、以上のとおり当選されましたので、報告いたします。

諸般の報告を終わります。

日程第 3 議案第35号及び議案第36号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第35号及び議案第36号につきまして、順次ご説明を申し上げます。議案概要書をもとにご説明を申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成26年6月に公布された、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の改正に基づき本条例の一部を改正するもので、内容といたしましては、小規模な通所介護事業を地域密着型サービスに移行するため所要の改正を行うとともに、地域密着型通所介護の基本方針及び指定療養通所介護の基本方針を新たに加えるものであり、本年4月1日から施行をするものです。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、土砂等による土地の埋め立て等を行う事業者に対し指導権限の強化を図り、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資するため本条例の一部を改正するもので、内容といたしましては、事業認可に係る事業区域面積の下限値の廃止及び改良土の基準値の設定並びに欠格要件の設定を行うものであり、本年7月1日から施行するものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。ご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

これより議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第35号及び議案第36号に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている2件の議案の審査は、先に設置しております平成28年第1回定例会議案審査特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次いで、休会についてお諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、3月8日から3月22日までの15日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次回は3月23日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時52分